

第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラン【最終案】

～子どもたちの権利と育ちを応援するまち かめおか～

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 子どもの貧困の解消に向けた国・京都府の動向.....	2
3 子どもの貧困の捉え方.....	3
4 計画の位置づけ.....	3
5 計画の期間と対象.....	4
6 計画の策定方法.....	5
第2章 亀岡市の子どもと家庭の状況.....	6
1 統計データ等からみえる子どもと家庭の状況.....	6
2 子どもの生活状況調査等からみえる子どもと家庭の状況.....	13
3 亀岡市の子どもの貧困対策に取り組む上での課題.....	24
4 調査結果等からの今後の方向性.....	25
第3章 計画が目指す姿.....	26
1 基本理念.....	26
2 目指す姿.....	26
3 基本目標.....	28
施策1 子どもの学びの支援の充実.....	28
施策2 家庭生活の支援の充実.....	28
施策3 生活基盤の確立支援の充実.....	28
施策4 地域ぐるみの支援の充実.....	28
第4章 施策の展開.....	29
1 基本目標に沿った施策の展開.....	29
施策1 子どもの学びの支援の充実.....	29
施策2 家庭生活の支援の充実.....	30
施策3 生活基盤の確立支援の充実.....	30
施策4 地域ぐるみの支援の充実.....	31
2 ライフステージに沿った取り組み.....	32
《就学前》.....	34
《小・中学生期》.....	38
《小・中学生期》《高校生期》.....	41
《高校生期》.....	41
《ライフステージ全体を通じた支援》.....	42
3 目標指標.....	46
4 子どもの貧困に関する指標比較表.....	48
資料編.....	51
1 計画の策定経過.....	51
2 亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策会議設置要綱.....	52
3 亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策会議委員名簿.....	53
4 用語解説.....	54

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本市では、平成30(2018)年12月に、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が保障されることを目的とした「亀岡市子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利を大切に考える考え方が本市のまちづくりに息づくことで、すべての市民が支えあいながら心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指しています。

昨年度実施した「子どもの生活状況調査」によると、貧困は生活習慣に関する課題や学習面での課題だけでなく、自己肯定感が低い傾向がみられました。また、生活困難層の保護者が子どもの頃の状況をみると、まわりの大人に頼ったり相談したりできていない状況がみられ、大人になっても相談できる人が少ないなど、子どもの頃の状況が大人になってからの生活にも影響を及ぼすことが調査結果からみてとれました。

子どもの貧困は、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、子どもの貧困に対する社会の理解を促進し、行政だけでなく、民間企業・団体等を含め、地域や社会全体での連携により支援に取り組んでいく必要があります。

国においては、令和元(2019)年6月に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」は、子どもの貧困の解消に資することを目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり子どもの権利を尊重すること、将来の「貧困の連鎖」を断ち切るだけでなく、現在の状況の改善を図ることなどが明記されています。

同法は、令和6(2024)年6月に、名称を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正され、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで、その子どもが大人になるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われることが明記されました。

本市では、「亀岡市子どもの貧困対策推進プラン」(以下、「第1期計画」という。)を令和4(2022)年3月に策定し、子どもの貧困を取り巻く状況を踏まえて取り組みを推進してきました。また、子どもや子育てをめぐる厳しい環境などの課題解決に向けた子育て支援対策を加速度的に進めていくため、令和4(2022)年8月に“子ども”と“子育てを頑張る人”を本気で応援する「子どもファースト」を宣言し、各種施策に取り組みながら、子どもたちの笑顔があふれる、子育てにやさしいまちづくりを推進しています。

今回、第1期計画が終了することから、これまでの取り組みの成果や課題、調査の結果、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律の趣旨やこども大綱などを踏まえ、新たに「第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラン」を策定します。

2 子どもの貧困の解消に向けた国・京都府の動向

(1) 国の動向

令和4(2022)年「国民生活基礎調査」によると、18歳未満の子どもの相対的な貧困率は11.5%と、およそ8～9人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす「相対的貧困」の状態にあるとされています。また、子どもがいる貧困世帯のうち、ひとり親世帯の相対的貧困率は44.5%と、全体の貧困率と比べて依然として高い水準となっている状況です。

国は、平成26(2014)年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、これを受けて同年8月には、こどもの貧困対策についての基本的な方針や重点施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

その後、少子高齢化に歯止めがかからない状況のほか、いじめや虐待、貧困といったこどもを取り巻く社会環境が深刻化してきていることを背景に、こどもの権利等の保障やこども施策の理念を定めた「こども基本法」を令和5(2023)年4月に施行し、こども施策の基本的な方針などを定める「こども大綱」を令和5(2023)年12月に閣議決定しました。

令和6(2024)年6月には、同法の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められました。改正後の法律では、その目的及び基本理念において、解消すべきこどもの貧困を具体化するとともに、支援や施策のさらなる体制強化を目指しています。

(2) 京都府の動向

京都府においては、平成26(2014)年度に「京都府子どもの貧困対策推進計画～すべての子どもが将来の夢を実現できる社会を目指す～」、令和2(2020)年3月に「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。

国の「こども基本法」や「こども大綱」を受け、令和7(2025)年3月には、「第3次京都府子どもの貧困対策推進計画～すべての子どもが将来の夢を実現できる社会の実現を目指す～」を策定しています。

この計画では、子どもは「社会で育てる」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向けて、教育の支援、生活の支援、経済的支援等の施策を、教育・福祉・労働等の各機関が協働した取り組みが進められています。

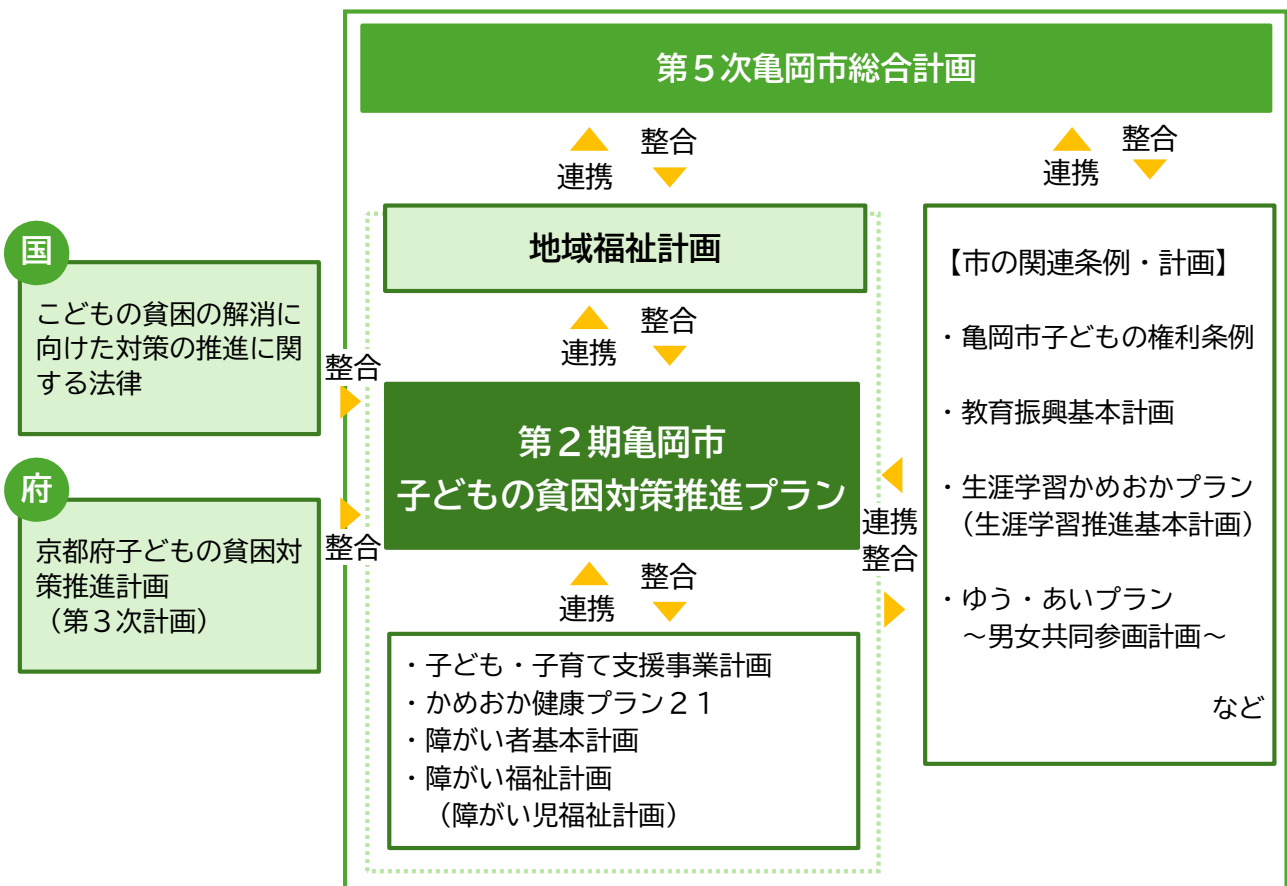
3 子どもの貧困の捉え方

本計画において、「子どもの貧困」は、経済的な要因や社会的、文化的、歴史的などの要因により、子どもの生活や成長に必要なものや経験などが不足することで、子どもが健やかに育ち成長していく環境が損なわれている状況と捉えています。

4 計画の位置づけ

本計画は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条に規定する「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画」として位置づけられます。

また、亀岡市子どもの権利条例を踏まえて、本市の子どもの貧困対策を総合的に推進するために定めるものであり、法律及び大綱を踏まえつつ、府の計画と連携を図りながら、亀岡市総合計画のもと、亀岡市子ども・子育て支援事業計画、亀岡市教育振興基本計画など、関連する諸計画との整合性を図っていきます。



5 計画の期間と対象

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間とし、令和11(2029)年度の「第3期子ども・子育て支援事業計画」の見直しに合わせ、令和12(2030)年度以降は「こども計画」として包含する予定です。

また、本計画における「子ども」の対象は、「こども基本法」第二条第一項に規定する子どもとし、心身の発達の過程にある者のこととします。

	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
亀岡市				第2期子どもの貧困対策推進プラン				こども計画
			第3期子ども・子育て支援事業計画					
京都府			第3次子どもの貧困対策推進計画					
国	こども大綱(5年程度)							

6 計画の策定方法

(1) 亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策会議

本市においては、本計画の策定にあたり有識者や子育て支援事業者などの意見を聴取するとともに、今後の施策実施に係る実効性のある情報を収集するため、子育て支援事業者や学識経験者などの構成員からなる「亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

(2) 子どもの生活状況調査

本計画を策定するための基礎資料を得るため、令和6(2024)年度に、市内の小学校及び義務教育学校5年生、中学校2年生及び義務教育学校8年生、その保護者を対象としたアンケート調査を実施し、市全体の子どもの生活状況や学習環境などの把握を行いました。

(結果の詳細は第2章「2 子どもの生活状況調査等からみえる子どもと家庭の状況」参照)

(3) 関係機関ヒアリング調査

本計画を策定するため、保護者や子どもの日常生活の現状や貧困の状態に置かれた子どもやその家族に対し必要な支援などを把握し、今後の効果的な支援のあり方について検討するため、市内の関係機関に対しヒアリングシートを配布し、調査を実施しました。

(結果の詳細は第2章「2 子どもの生活状況調査等からみえる子どもと家庭の状況」参照)

(4) パブリックコメントの実施

子どもの生活状況調査や関係機関ヒアリング結果、亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策会議での意見に加え、計画に対する市民の意見を募集し、本計画に反映するため、本市のホームページや市公共施設等で計画案を公開し、パブリックコメント(意見公募)を行いました。

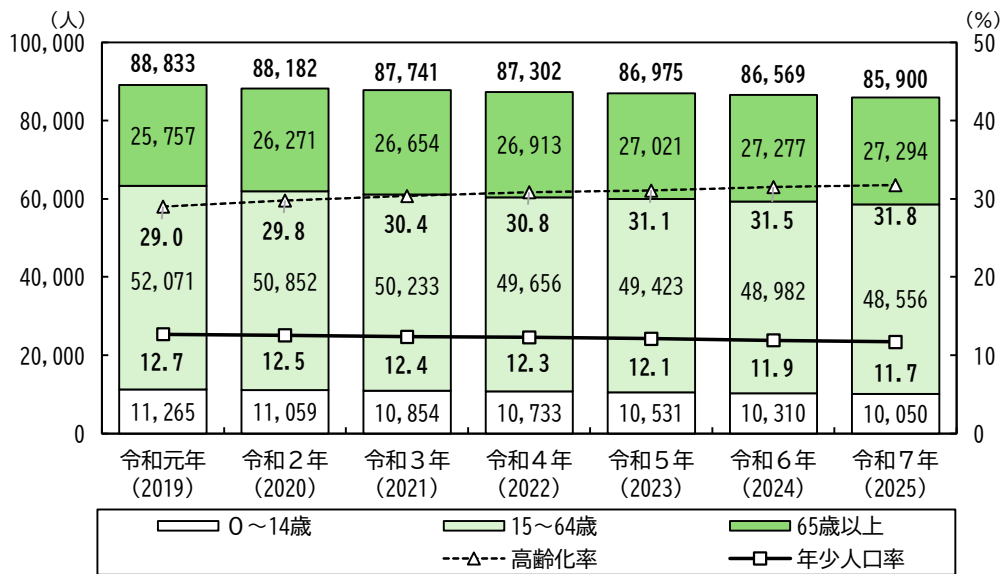
第2章 亀岡市の子どもと家庭の状況

1 統計データ等からみえる子どもと家庭の状況

(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、令和元(2019)年の88,833人から、令和7(2025)年には85,900人と、6年間で2,933人(3.3%)減少しています。

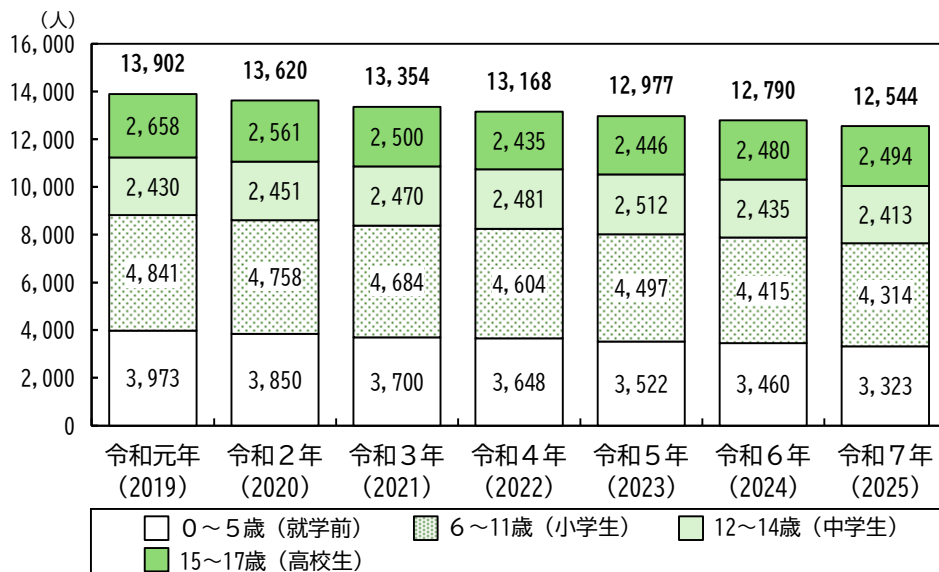
また、0～14歳の年少人口率は令和7(2025)年には11.7%と、令和元(2019)年から1.0ポイント下降しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 子ども人口の推移

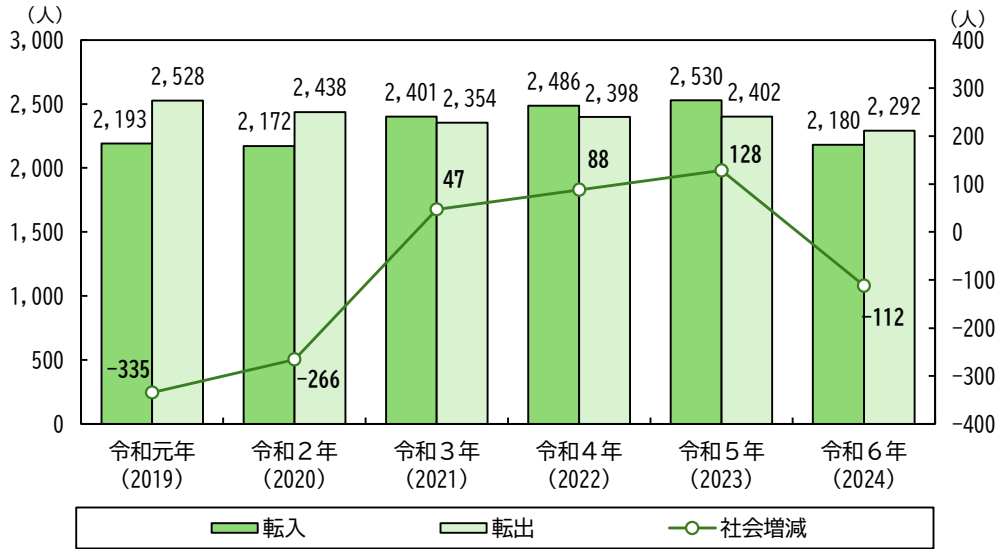
18歳未満の子どもの人口は、0～5歳（就学前児童）、6～11歳（小学生）、12～14歳（中学生）、15～17歳（高校生）のそれぞれがおおむね減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 転入・転出者数の推移

本市の転出者数は2,400人程度で推移しているのに対し、転入者数は令和5(2023)年まで増加傾向となっていました。令和6(2024)年に減少に転じており、令和3(2021)年以降、社会増が続いていましたが、令和6(2024)年には社会減となっています。

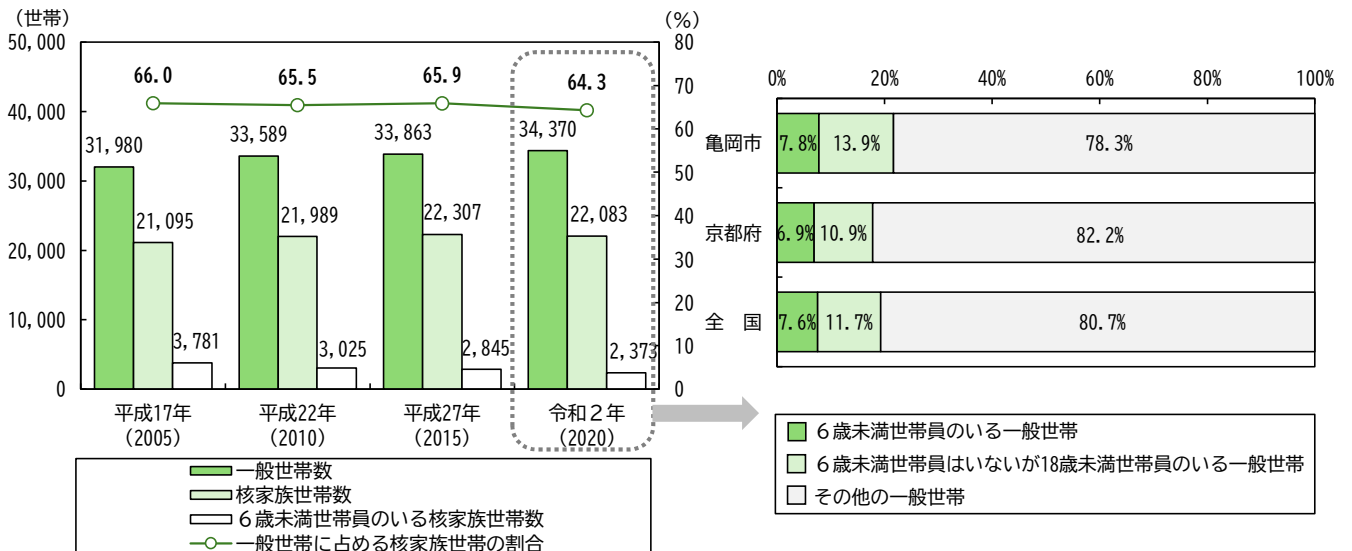


資料：住民基本台帳人口移動報告（年報）

(4) 世帯構造

本市の一般世帯数及び核家族世帯数は増加しているのに対し、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数は減少傾向となっています。

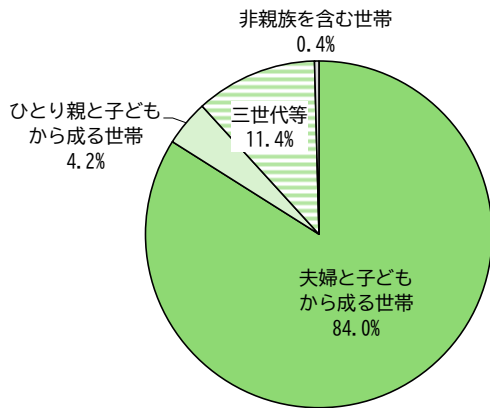
6歳未満の子どもがいる一般世帯は一般世帯総数の7.8%、6歳未満はいるが18歳未満の子どもがいる一般世帯は13.9%で、これらを合わせた18歳未満の子どもがいる世帯は2割を超えており、全国水準や京都府水準を上回っています。



資料：国勢調査

資料：国勢調査（令和2（2020）年）

6歳未満の子ども（3,631人）のいる世帯は2,690世帯であり、うち88.2%が核家族となっています。



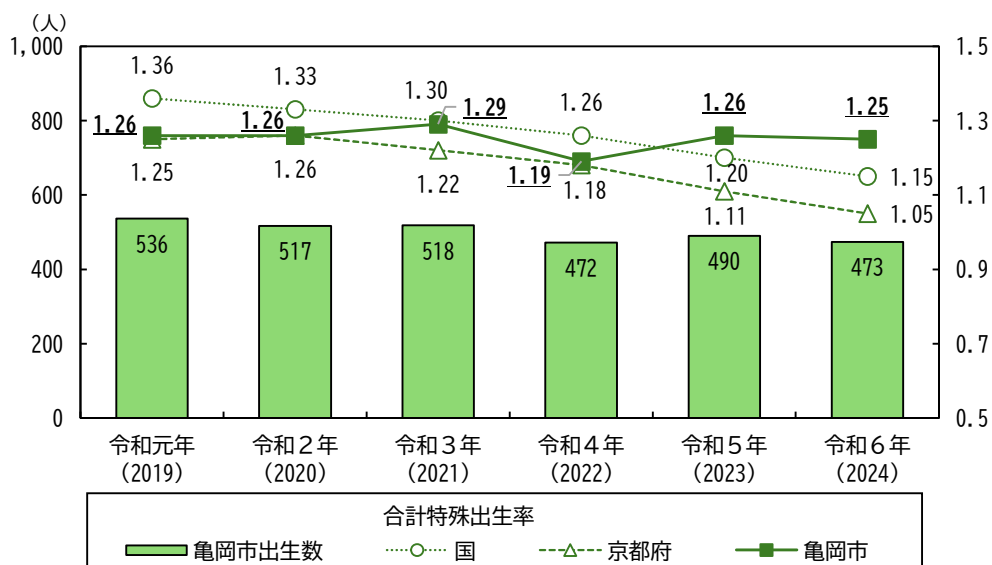
	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満 人員(人)
一般世帯	34,370	84,758	3,631
6歳未満がいる世帯	2,690	11,016	3,631
核家族	2,373	9,310	3,232
夫婦と子どもから成る世帯	2,259	8,959	3,095
男親と子どもから成る世帯	4	12	4
女親と子どもから成る世帯	110	339	133
三世代等	306	1,647	386
非親族を含む世帯	11	59	13

資料：国勢調査（令和2（2020）年）

（5）出生の動向

合計特殊出生率の推移をみると、令和元(2019)年以降、国・京都府が下降傾向となっているのに対し、本市では横ばい傾向となっており、概ね京都府と同水準で推移していましたが、令和5(2023)年以降は国・京都府を上回り、令和6(2024)年には1.25となっています。

また、出生数は、令和元(2019)年以降、減少傾向にあり、令和6(2024)年には473人となっています。

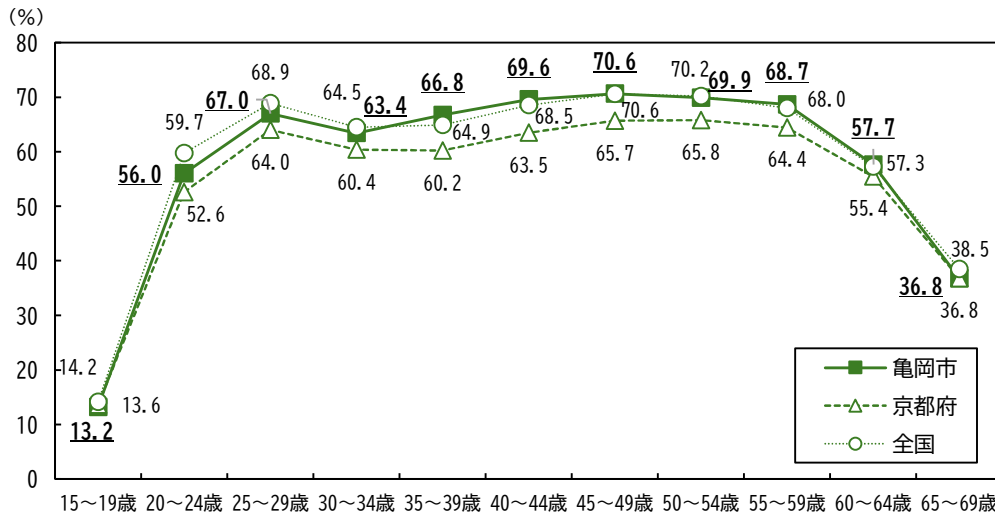


※合計特殊出生率は、算出対象とする出生数の期間や女性数の年次の取り方、利用する統計資料によって、国、市町村等で公表している数値が異なる場合がある

資料：（国・京都府）人口動態統計、（亀岡市）出生数・女性人口により独自算出、出生数：人口動態統計

(6) 女性の就業状況

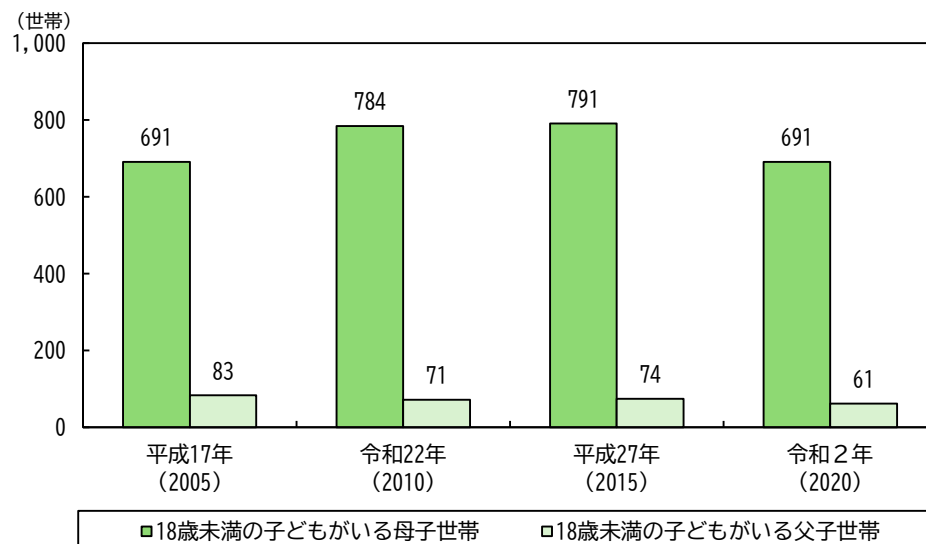
令和2(2020)年の女性の5歳階級別就業率は、25歳から59歳までの各年齢層で全国水準と同程度となっており、京都府水準より高い割合で推移しています。



資料：国勢調査（令和2(2020)年）

(7) ひとり親世帯数の推移

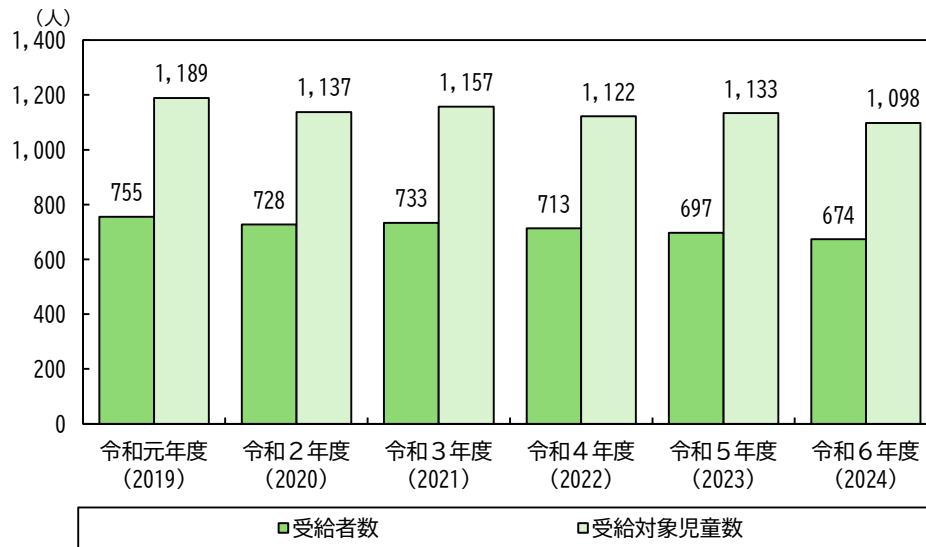
本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は、平成27(2015)年をピークに減少しており、令和2(2020)年には母子世帯が691世帯、父子世帯が61世帯となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(8) 児童扶養手当受給者数の推移

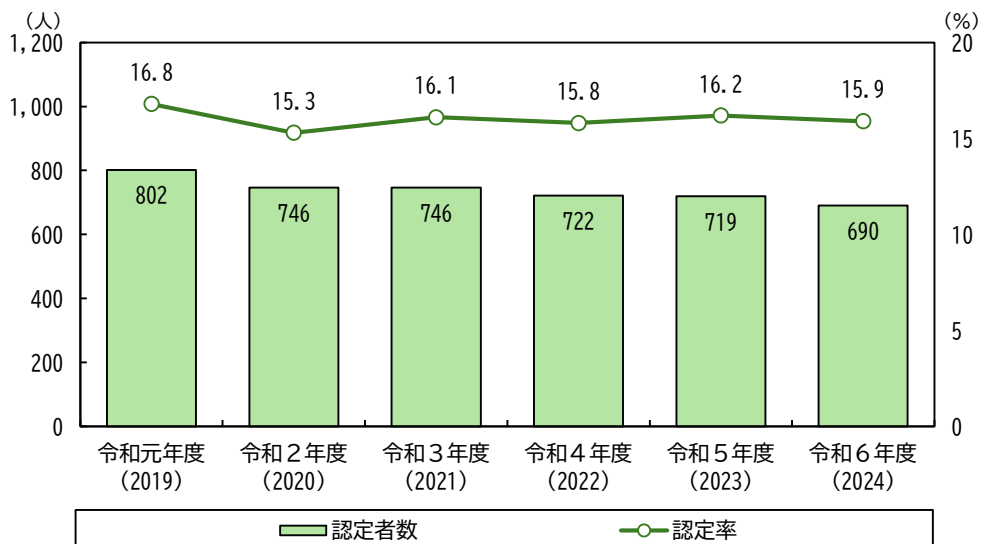
本市の児童扶養手当受給者数は、年々減少しており、令和6(2024)年度には受給者数 674 人、受給対象児童数 1,098 人となっています。



資料：亀岡市の福祉（各年度末日現在）

(9) 就学援助認定者数（小学生）の推移

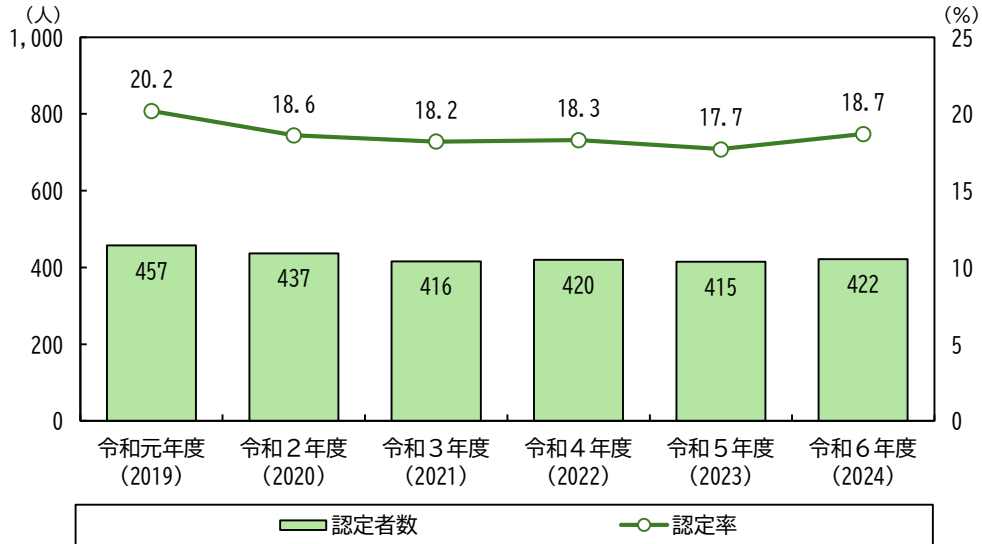
本市の就学援助認定者数（小学生）は、年々減少しており、令和6(2024)年度で 690 人、認定率 15.9%となっています。



資料：市の統計（各年度末日現在）

(10) 就学援助認定者数（中学生）の推移

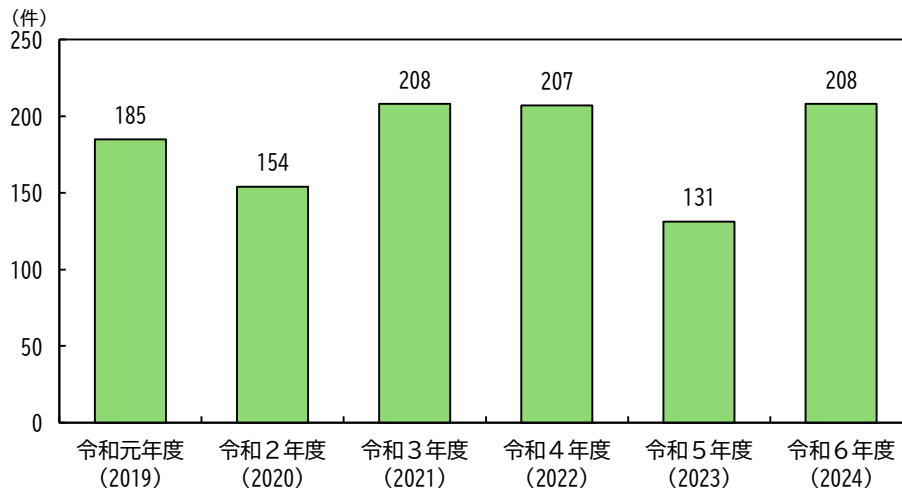
本市の就学援助認定者数（中学生）は、令和3（2021）年度以降は横ばい傾向となっており、令和6（2024）年度で422人、認定率18.7%となっています。



資料：市の統計（各年度末日現在）

(11) 児童虐待通告受理件数の推移

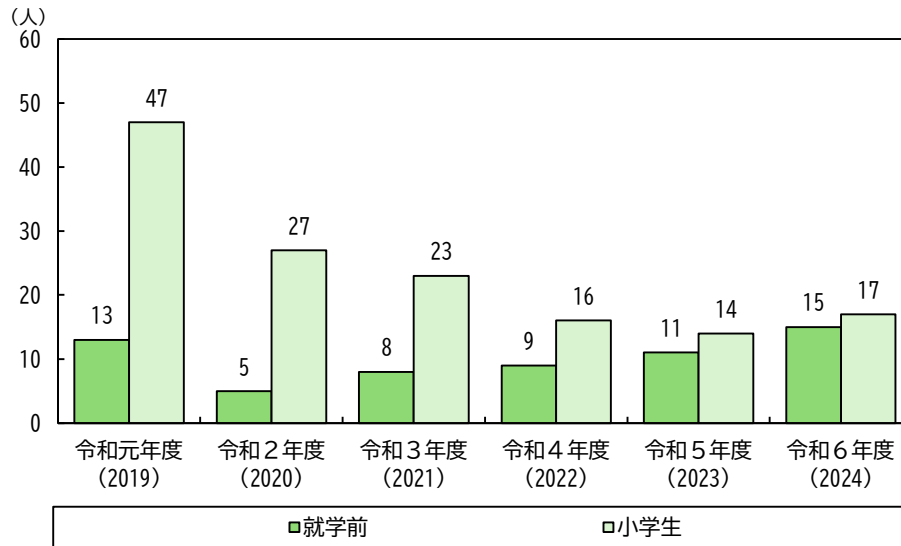
本市の児童虐待通告受理件数は、令和5（2023）年度に減少していましたが、令和6（2024）年度には増加に転じ、208件となっています。



資料：市の統計（各年度末日現在）

(12) 要保護児童数の推移

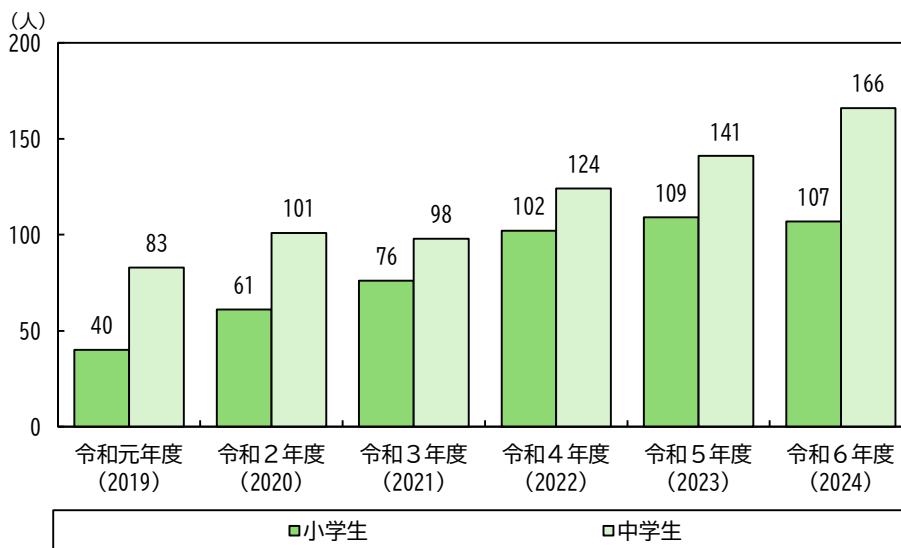
本市の要保護児童数は、就学前児童は令和2(2020)年度以降、年々増加しているのに対し、小学生では令和5(2023)年度まで減少しており、令和6(2024)年度には就学前15人、小学生17人となっています。



資料：市の統計（各年度末日現在）

(13) 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は、年々増加しており、令和6(2024)年度には小学生107人、中学生166人となっています。



資料：市の統計（各年度末日現在）

2 子どもの生活状況調査等からみえる子どもと家庭の状況

(1) 子どもの生活状況調査

《実施概要》

調査対象者：小学校及び義務教育学校5年生とその保護者、
 中学校2年生及び義務教育学校8年生とその保護者（在籍児童数全数）

調査方法：無記名による、学校を通じた配布・回収

調査期間：令和7(2025)年2月17日(月)～2月28日(金)

回収状況：

	発送・配布数 (在籍数)	有効回収数	回収率
①市内の小中学校及び義務教育学校5年生	747	580	77.6%
②市内の中学校2年生及び義務教育学校8年生	806	612	75.9%
③上記①と②の保護者 [※]	1,553	1,107	71.3%

※当該年齢でのきょうだい児の場合、保護者票は1つのみの回答としている。

《集計方法》

保護者の経済状況や生活実態に着目して、「生活困窮層」、「周辺層」、「生活困難層」、「非生活困難層」に分類し、児童・生徒や保護者の生活状況について、4つの分類に集計を行い、比較・分析を行いました。

【要素1】低所得

年間の家族全員の収入（税金と社会保険料などを引く前の総額（額面））の合計額が一定水準である162.5万円未満とみなされる世帯

※本調査から算出された「等価可処分所得」の中央値（325万円）の50%（162.5万円）を基準

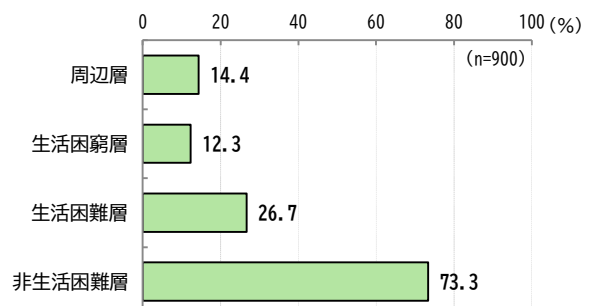
【要素2】家計の逼迫

経済的な理由で、公共料金の滞納、食料・衣類を買えなかった経験など5項目のうち、1つ以上あると回答した世帯

【要素3】子どもの体験や所有物の欠如

子どもの体験や所有物などの10項目のうち、経済的な理由で欠如している項目が3つ以上あると回答した世帯

周辺層	いずれか1つの要素に該当
生活困窮層	2つ以上の要素に該当
生活困難層	生活困窮層 + 周辺層
非生活困難層	いずれの要素にも該当しない

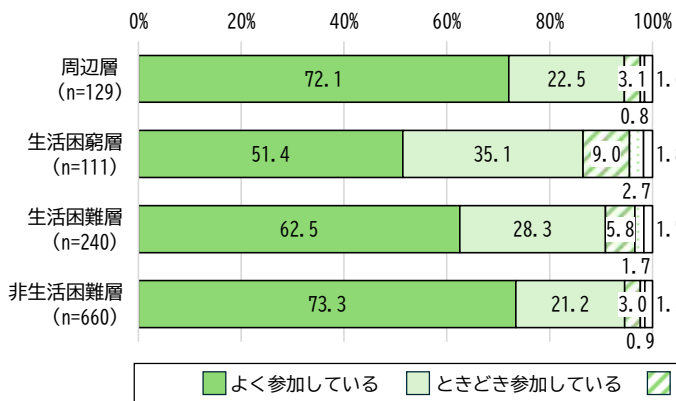


《主な調査結果》

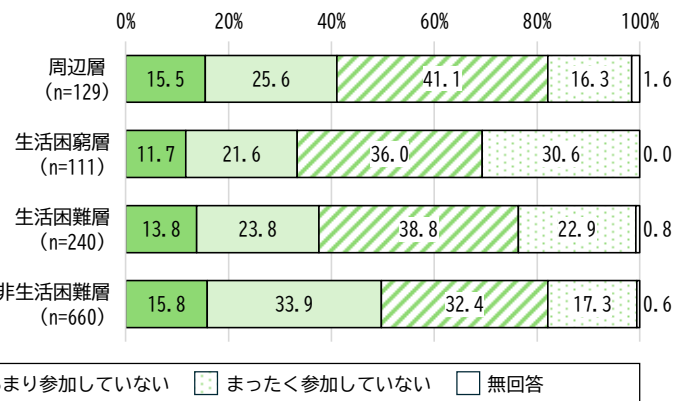
① 保護者の学校行事やPTA活動等への参加状況

生活困窮層では、学校行事やPTA活動等への参加ができていない保護者が多くなっています。

■授業参観や運動会などの学校行事への参加



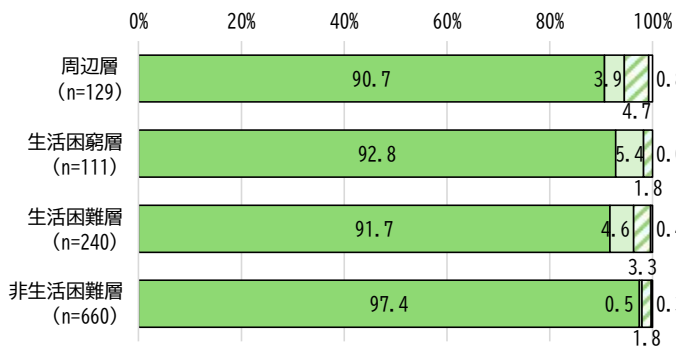
■PTA活動や保護者会、放課後学習支援等のボランティアなどへの参加



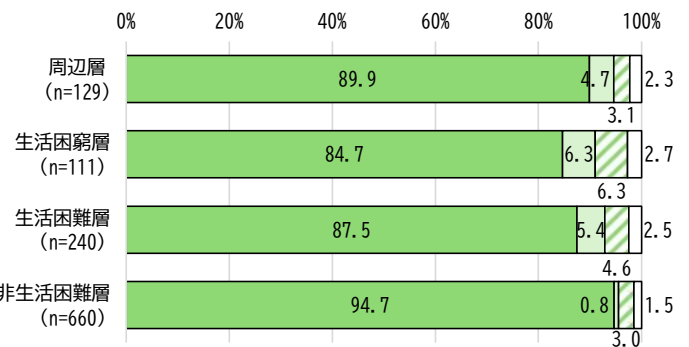
② 子育てに関する相談の状況

生活困窮層では、重要な事柄の相談やいざという時のお金の援助では、相談できない・頼れる人がいない割合が高くなっています。

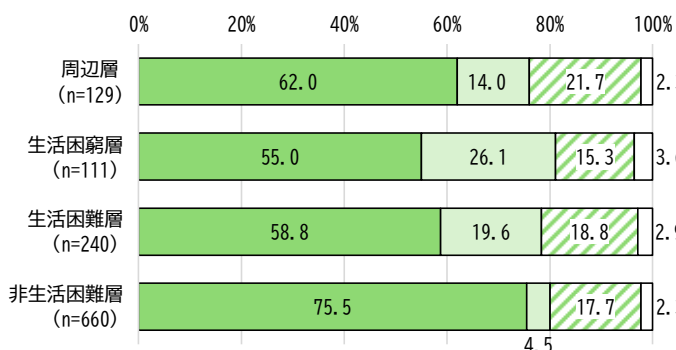
■子育てに関する相談の状況



■重要な事柄に関する相談の状況

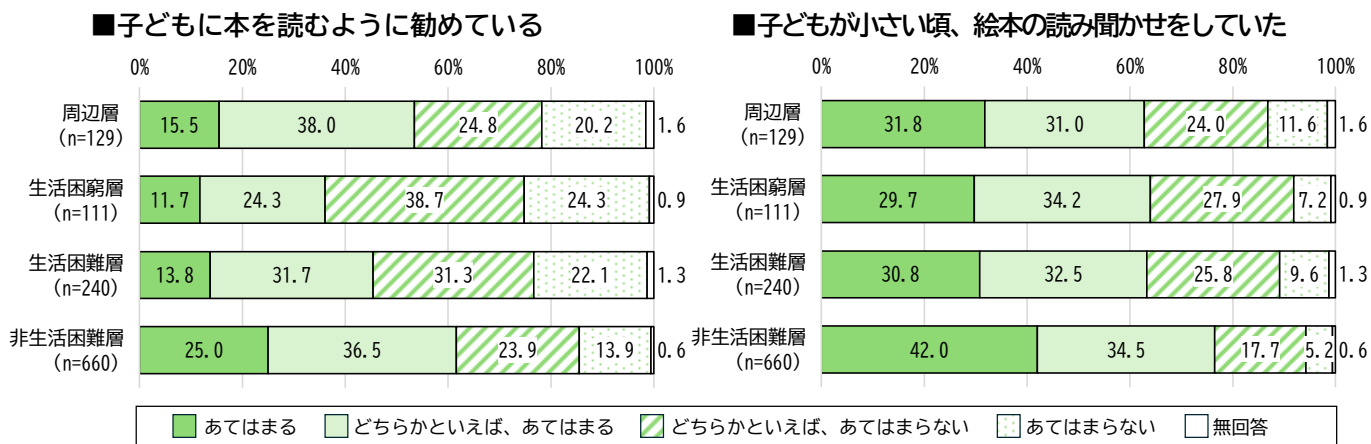


■いざという時のお金の援助



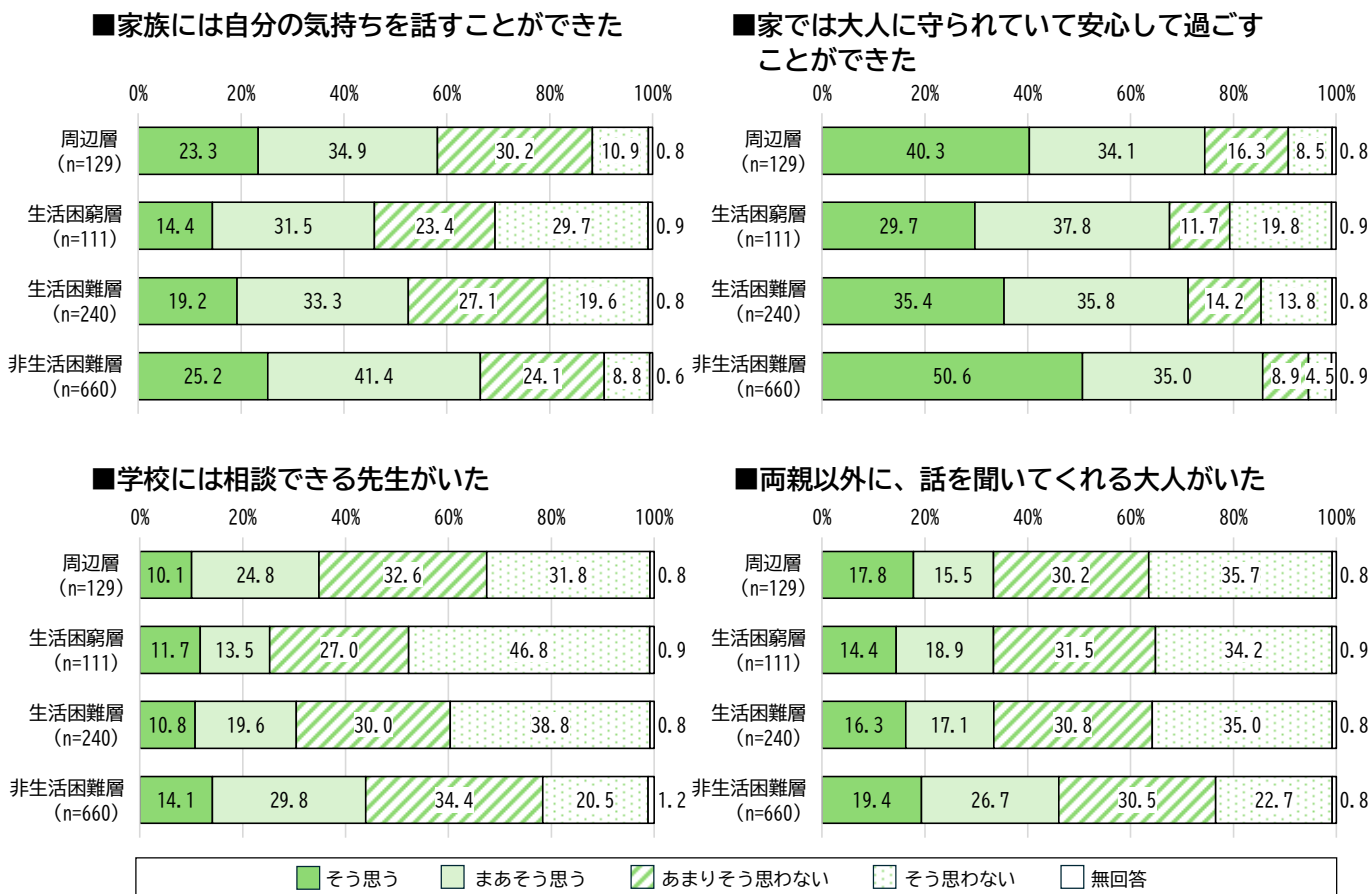
③ 子どもとの関わり方の状況

生活困窮層・生活困難層（周辺層を含む）では、本を読むように勧めたり、小さい頃の絵本の読み聞かせなど、子どもとの関わり方が薄い傾向がみられます。



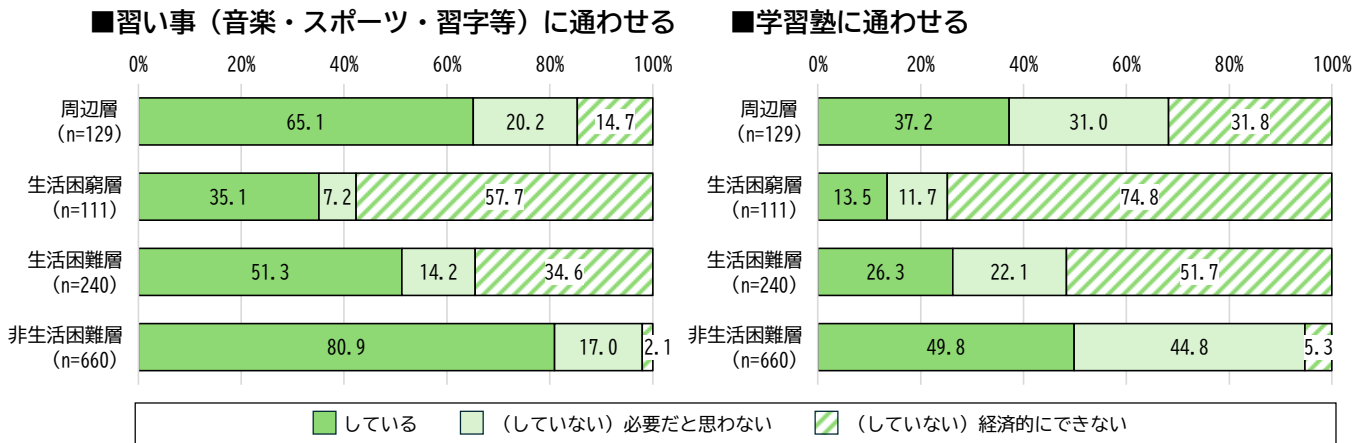
④ 保護者が18歳になるまでの家庭や地域などについての状況

生活困窮層・生活困難層（周辺層を含む）では、保護者が子どもの頃に家族や周囲の大人との関係が薄い傾向がみられます。



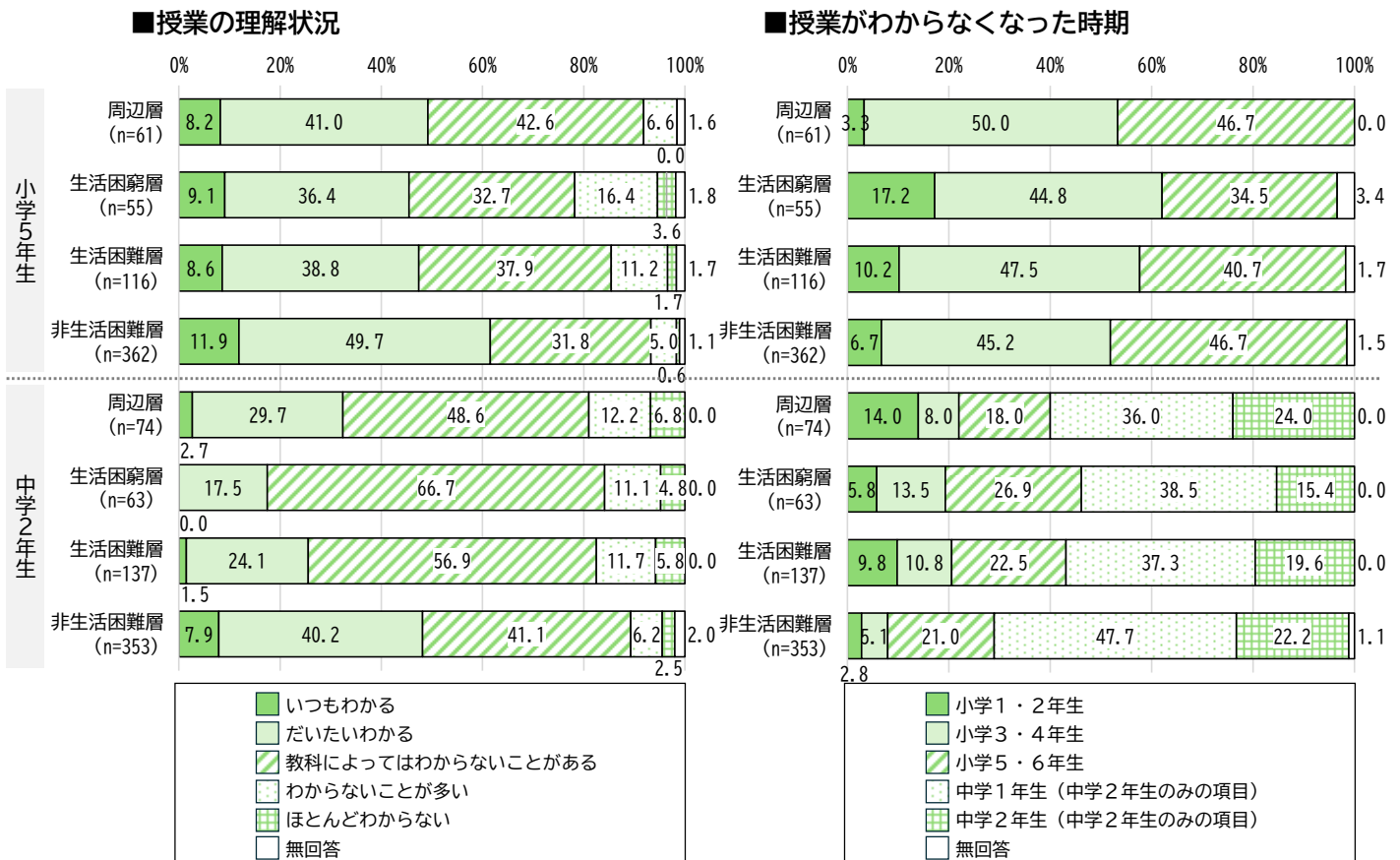
⑤ 子どものための支出の状況

生活困窮層・生活困難層（周辺層を含む）では、非生活困難層に比べて子どもを習い事や学習塾に通わせておらず、特に経済的な理由で通わせていない割合が高くなっています。



⑥ 子どもの授業への理解度

中学生で『わからないことがある』生徒が増加しており、特に生活困窮層・生活困難層（周辺層を含む）でその割合が高くなっています。わからなくなった時期では、小学校高学年（4-5年生）、中学1年生からわからなくなった人が多い傾向がみられます。



⑦ 子どもの生活状況

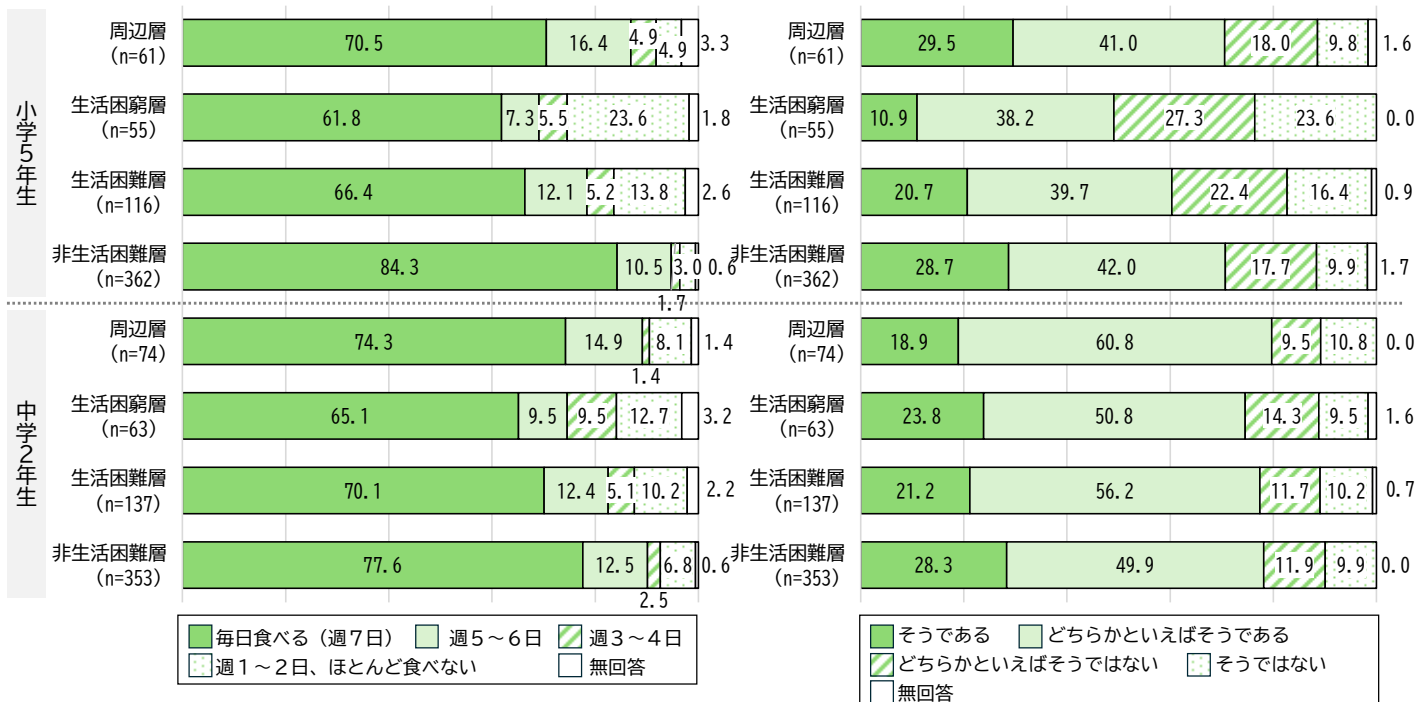
生活困窮層・生活困難層（周辺層を含む）では、朝食を毎日食べていない児童生徒が多く、また就寝時刻では規則性のない児童が多くなっています。

■朝食の摂取状況

0% 20% 40% 60% 80% 100%

■就寝時刻の規則性

0% 20% 40% 60% 80% 100%



⑧ 子どもの健康状態

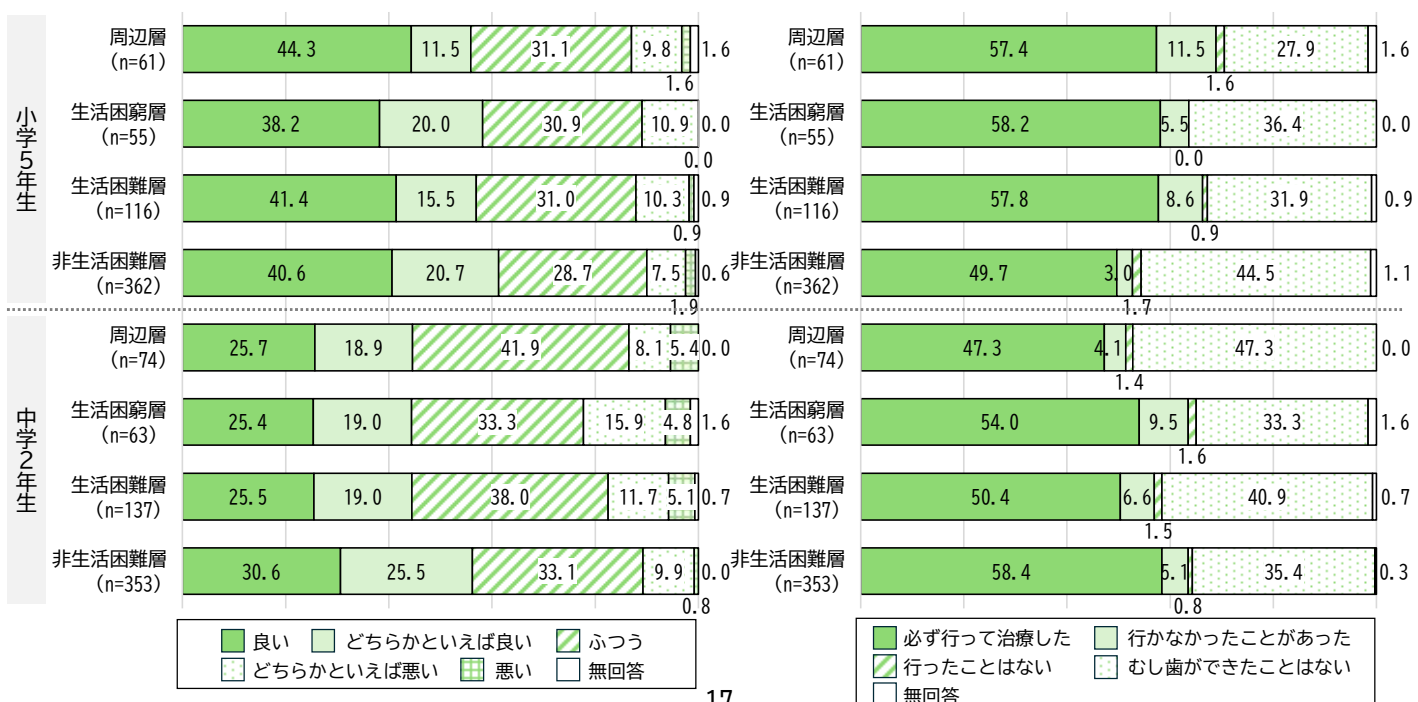
小学生に比べると、中学生で健康状態を悪いと感じている生徒が多くなっており、特に生活困窮層・生活困難層（周辺層を含む）でその割合が高まっています。

■健康状態

0% 20% 40% 60% 80% 100%

■むし歯の治療経験

0% 20% 40% 60% 80% 100%



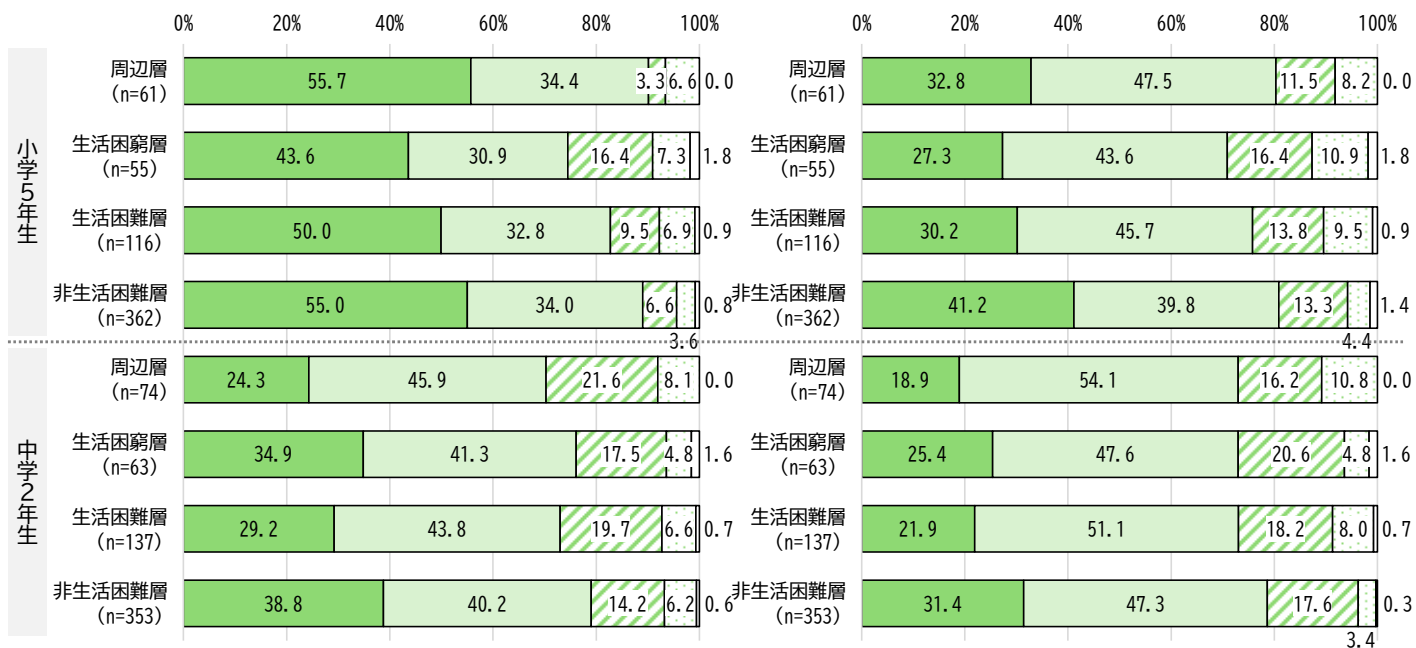
⑨ 子どもが日常生活で感じていることについて

小学生に比べると、中学生で不安を感じている人が多く、特に生活困難層ではその割合が高くなっています。

また、誰かの役に立つことができる、頑張ればむくわれる、自分のことが好きだ、などの自己肯定感につながる項目では、生活困難層で低い結果となっています。

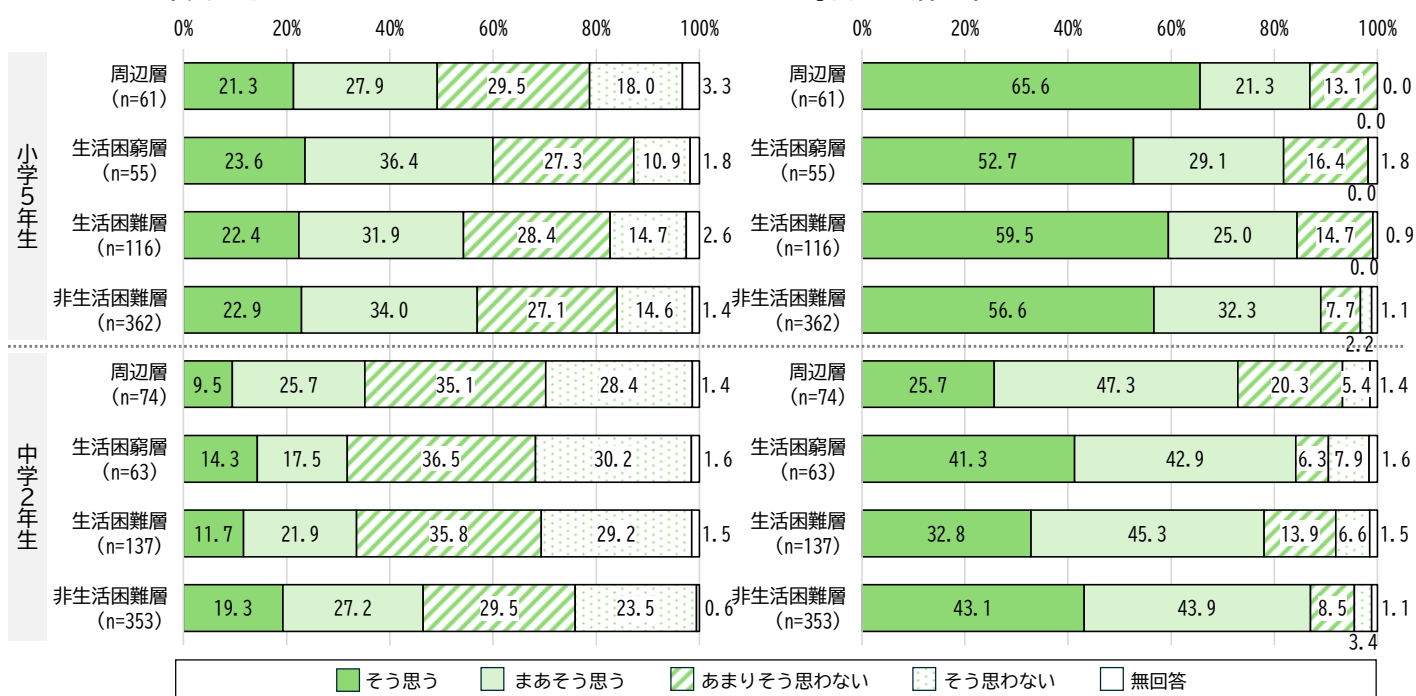
■頑張れば、むくわれる

■自分はだれかの役に立つことができる



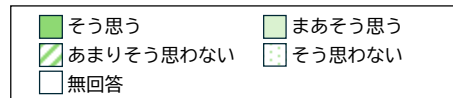
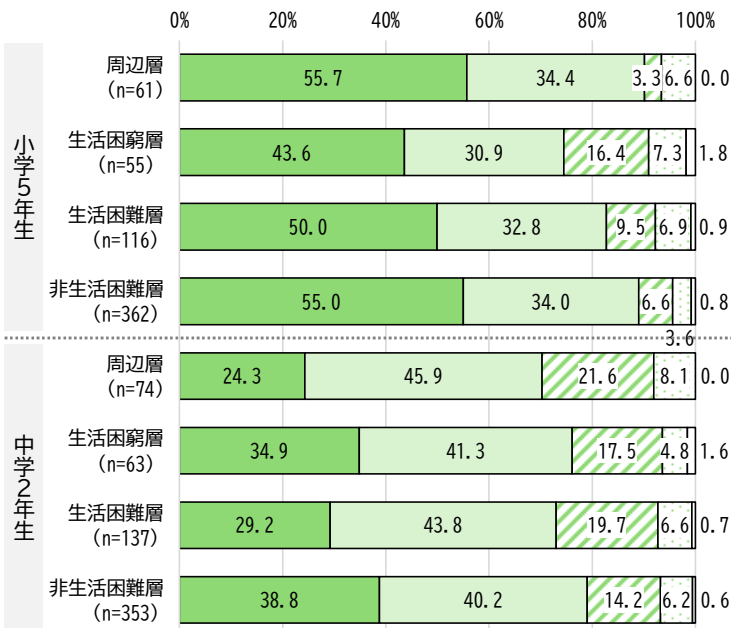
■不安に感じることはない

■毎日の生活が楽しい



■ そう思う ■ まあそう思う ■ あまりそう思わない ■ そう思わない ■ 無回答

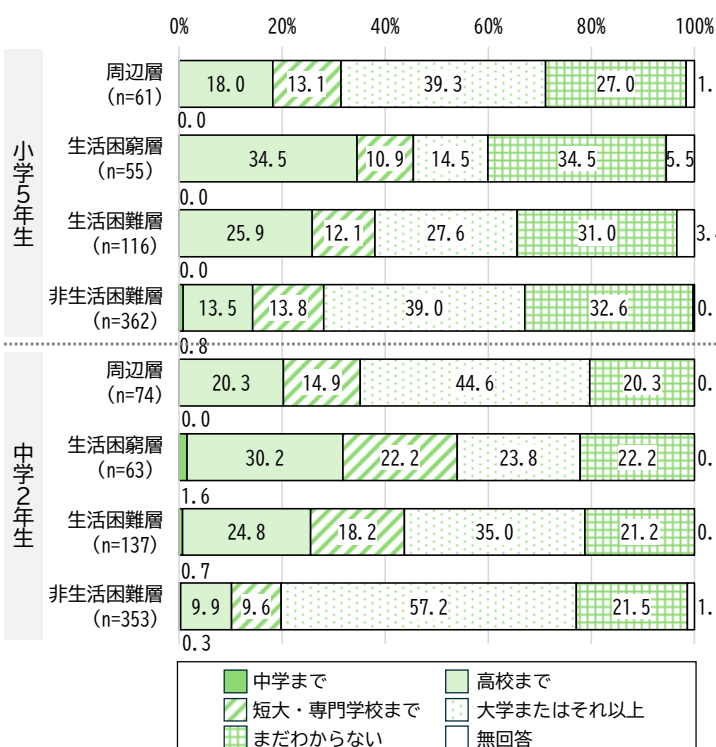
■自分のことが好きだ



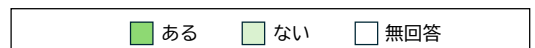
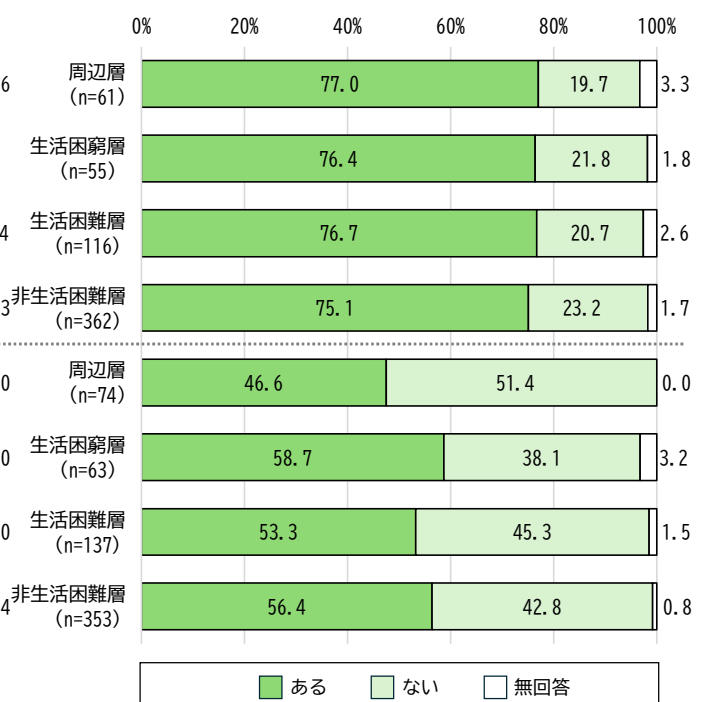
⑩ 将来設計について

小学生に比べると、中学生で将来の目標や夢を持っていない人が多くなっています。また、小学生では世帯の経済状況での差はみられないのに対し、中学生では、周辺層で低い結果となっています。

■進学したいと思う教育の段階



■将来の目標や夢の有無



(2) 関係機関ヒアリング調査

《実施概要》

調査対象者：市内の関係機関 25 団体

(詳細) スクールカウンセラー (SC)、まなび・生活アドバイザー (SSW)、小学校、中学校、保育所(園)・認定こども園、民生委員児童委員協議会、子育て支援団体

調査方法：ヒアリングシートの配布－回収

《主な調査結果》

① 貧困の状態にある家庭での子どもや保護者の状況

《子どもと保護者の関わり》

- 親子関係が良いとは言えない家庭も多い。例えば、共依存状態・愛着の課題がある・子どもが家事を担っている など。
- 子どもの生活や教育への関心が薄くコミュニケーションも少ない。
- 保護者が子どもの生活や学習をみる余裕がない。
- 養育管理が低い事による生活習慣の未定着、文化的経験の欠如、過剰期待（不登校児）。
- 育児放棄（夜遅く帰ってきたり、帰らなかったり）。
- 十分な食事や親とのコミュニケーションが不足する「孤食」などにより、栄養の偏りや将来的な社会性の問題につながる可能性がある。
- ネグレクト、面前DVなどはあっても、親子関係は悪くないパターンが多い。

《子どもの性格面・意識面の状況》

- 自分の思いを言葉で表現する力が弱く、コミュニケーションが上手でない子が多い。
- 自身の家しか知らないため、マルトリートメントやヤングケアラー状態であってもそれが当たり前になっている。
- 集団に入るのは苦手。自身の状況の認識はできている。
- 少しのことですぐ泣く、気が沈みやすいが立ち直りも早い。感情を表情に出しにくい。自分から発信することは少ないが、反面、話し出すと止まらない。
- 困り事を言語化できない、情緒的交流の欠如による自己肯定の低下。
- 社会性が身に付いていない。幼い面と攻撃的な面の両面がある。
- 人との関わりを好む。大人との接触を求める。自分の思い通りにならない時、攻撃的な態度になる。
- 子どもが不安定、親の顔色をうかがっている。

《子どもの生活や学習の様子》

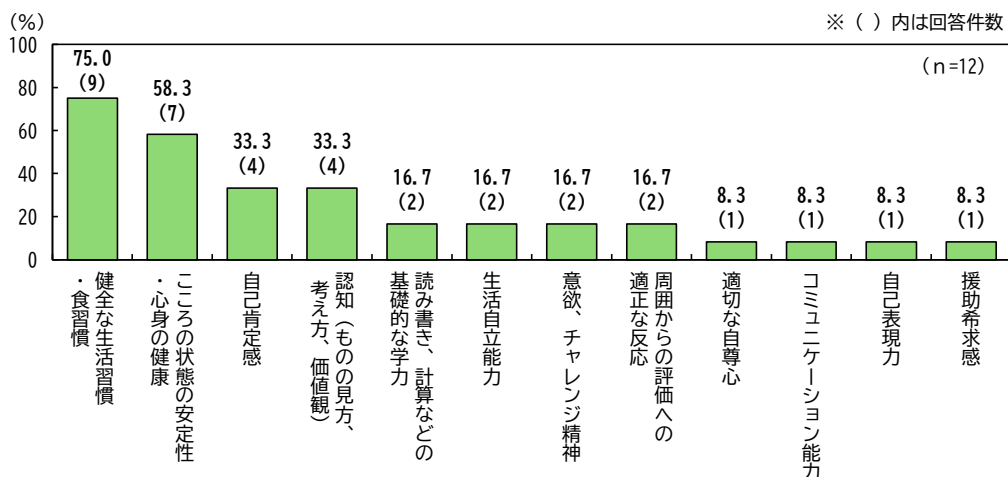
- 子どもの孤食（食べ物が無い）。子どもの栄養や必要なエネルギー等についての理解が低く、カップ麺、菓子パン、ふりかけご飯などが家での主食となっている場合もある。
- 衣服のニオイが気になることがある。衣服が汚れていることがある。
- 頭髪が臭う。洗髪が上手にできていない。
- 部活をしない。塾に通っていない。遅刻や欠席が多い。
- ご飯を食べられてないことが多い。休日は近所の友達の家に行き、食べさせてもらう。
- 学力が低い子や学習意欲が低い子がいる。
- 語彙が少なく、加減乗除に時間がかかる。学習は遅れている。
- 夜遅くまで自分の部屋でゲームをしており、朝起きられない。
- 経済的な理由から、希望する進路を断念せざるを得ないことがある。
- 身辺自立ができていない。持ち物がなかなかそろわない家庭が多い。

《子どもの自己肯定感について》

- 自信がなく、自己肯定感が低いと思われる子も多い。
- 夢を持たず、中学を卒業したら高校には行かず働くと言っている子もいる。
- 自分の気持ちを話せない。なかなか進路を決めることができない。
- 将来特になりたいものがない子や、どうせ自分なんかと自暴自棄な子もいる。
- 自分に自信がなく、やってもできないと思ってやらないことが多い。
- 将来や進路については、明確な目標等ははっきりとしていないが、自分の今後について不安を感じている。
- 特性によるものかもしれないが、「今が良ければいい」と考える子が多い。
- 将来の夢ややりたいことを語ってくれる子もいるが、そこへ向けて努力をするという様子はほとんどみられない。

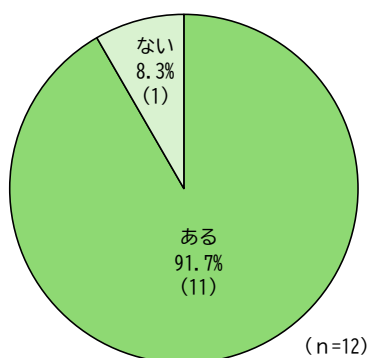
② 貧困の状態に置かれた子どもが抱えている貧困の内容

「健全な生活習慣・食習慣」や「こころの状態の安定性・心身の健康」が多くなっています。



③ 保護者の生活状況や人生経験が今後の子どもの生活や将来にもたらす影響

「(影響が) ある」の割合が91.7%となっています。

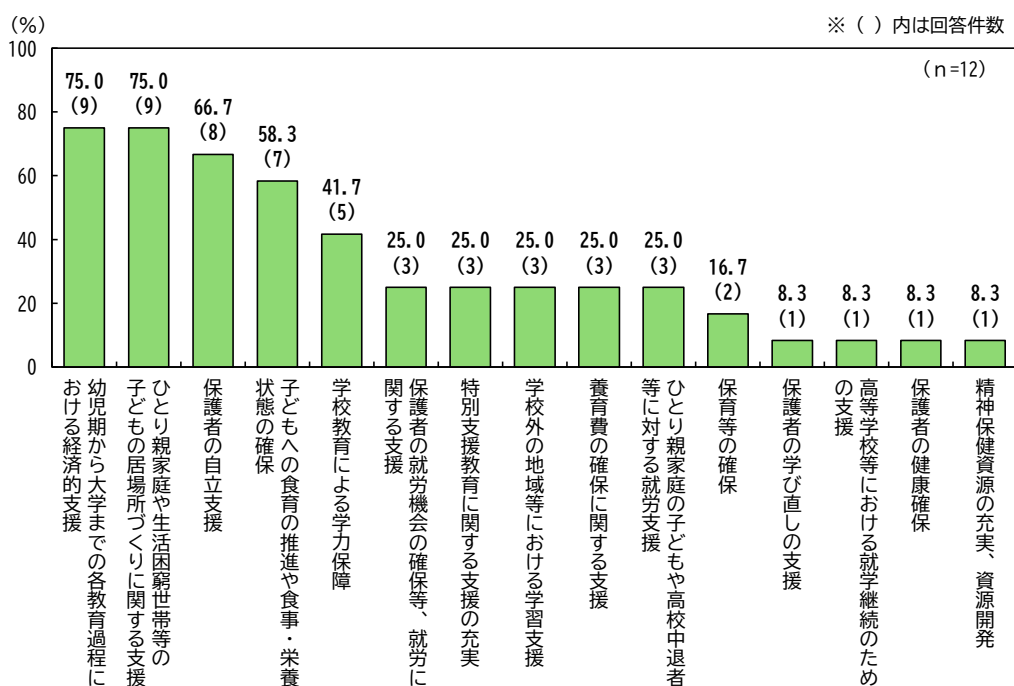


《影響を感じる時》

- 生活が整っていないことや、さまざまなスキルが育っていないことで周囲との違いがあったり、それが気になったりすることで影響があると思う。
- 進路選択の可能性を狭めざるを得ない子どもがいる。
- 褒められることに慣れていないのか喜びを出せない。
- 貧困の再生産・格差が広がる。
- お金の使い方、「必要なもの」ではなく「欲しいもの」が優先されていると感じる。
- 親の価値観以上のことを知ることがない。

④ 貧困の状態に置かれた子どもやその家族への必要な支援

「幼児期から大学までの各教育過程における経済的支援」と「ひとり親家庭や生活困窮世帯等の子どもの居場所づくりに関する支援」が最も多くなっています。



⑤ 亀岡市の貧困の状態にある家庭での子どもや保護者への支援として必要だと思う施策

- 学校でも放課後でも安心して過ごせる場の拡充をしていくこと。子ども食堂や放課後等デイサービスなどと連携をスムーズにしていくこと、たくさんの目で見守っていくことなど、どのようにサポートしていくかを共有できる場の設定。
- 1か所で複合的なケアが行えるように、行政とNPO団体や民間企業等と連携した活動、または各組織を結びつけるマッチング、総合的な情報提供など。
- 保護者と関係性を築いていくことを支援の第一に置いた場合、子どもを介してつながりが生まれる保育所や教育機関への人員や専門職の配置を充実させていくこと。
- アセスメントをしっかりと続けていくこと。関係機関同士の連携を密にした、きめ細やかな支援の継続。
- 学校や放課後等デイサービスなどへの送り迎えが安い費用で頼めるシステム。
- 子どもが成人するまでの継続的な見守り。支援者は、日頃から保護者と信頼関係を築き、生活、育児、就労など、さまざまな面で直接、間接に手助けできる土壌を作っておくこと。
- リスクの高そうな家庭を早い段階で見極められる体制作り。
- 必要な時に必要な支援につなぐ力を持った人材の確保。
- 市のこども家庭センターの人材育成の充実と、庁内各部課との連携強化。
- 対象家庭の実態把握のための量的調査・事例分析。
- 支援従事者のネットワーク会議・ワーキンググループの充実。
- 学識経験者による政策提言。
- 必要な方に必要な情報が届く情報提供の工夫。貧困家庭へのアウトリーチ、情報提供。
- 経済的支援（給食費・学用品費・習い事補助）。
- 保育所や小中学校等で必要な制服や体操服などの支給又はリサイクル事業。
- ひとり親家庭の保護者への就労支援。
- 多様な体験活動の機会の支援（学習も含め）。
- 保護者の自立や健康、障がいへの援助の強化による、保護者の安定した生活基盤の確保。
- 支援を必要とする家庭になど、困ったときにどこに相談すべきかのわかりやすい広報。
- 民生委員への情報開示。
- 小・中学校の授業での、ライフプランや生きていく上で必要な経費などの金銭教育の実施。
- 子ども、親の居場所づくり。

3 亀岡市の子どもの貧困対策に取り組む上での課題

亀岡市の現状や子どもの生活状況調査及び関係機関ヒアリング調査の結果等を分析し、子ども貧困対策に取り組む上での課題を、次のとおり整理しました。

(1) 子どもの学びについて

生活困難層では、学校の授業以外で勉強をしない割合が高く、学校の授業についての理解度も「いつもわかる」・「だいたいわかる」の割合が低く、「わからないことが多い」や「ほとんどわからない」の割合が高くなっています。また、将来の進学についても「高校まで」の割合が高く、「希望する学校や職業がある」割合が低くなっています。

子どもの学びについては、生活困難層と非生活困難層では、大きな差が見られ、また小学5年生に比べると中学2年生の回答でその差がより大きくなっていることから、早い段階から『学習支援』を行っていくことが重要です。

(2) 子どもの生活と健康について

生活困難層では、子どもの朝食や長期休暇中の昼食の欠食、不規則な就寝時刻など、規則正しい生活習慣が身に付いていない割合が非生活困難層と比べて高く、特に小学生でその差が大きくなっています。

また、自分の健康状態をあまりよくないと感じている子どもの割合、むし歯ができた時に歯医者に行かない割合においても差がみられました。

子どもの頃から正しい生活習慣を身に付けることで大人になってからの生活習慣に影響することから、学習支援だけでなく、子どもが健やかに成長できるよう、保護者への適切なサポートを行うことが重要です。

(3) 子どもの自己肯定感や自己開示について

生活困難層では、非生活困難層に比べて「自分のことが好きだと思ふ」や「頑張れば、むくわれる」、「自分はだれかの役に立つことができる」、「不安に感じることはない」の割合が低くなっており、自己肯定感や将来への不安感での差がみられました。

また、保護者の子どもの頃の状況をみると、「学校には相談できる先生がいた」や「両親以外に、話を聞いてくれる大人がいた」など、生活困難層では子どもの頃に周囲の大人との関わりが少ない傾向がみられました。大人になった現在も、生活困難層では「頼れる人がいない」や「そのことでは人に頼らない」の割合が高くなっており、相談ができていない人が多くみられます。

自己肯定感の低さや将来への不安感から、将来への夢や希望を失ってしまう前に、さまざまな社会的視野を広げるための体験や機会をサポートすることが必要です。

また、支援が必要な時に必要な支援に適切につなげるためには、相談すること必要であることから、周囲の大人とのつながりや話ができる環境を整えていく必要があります。

(4) 保護者の生活状況について

関係機関へヒアリング調査の結果、貧困の状態に置かれた子どもやその家族への必要な支援の回答の中で、「幼児期から大学までの各教育過程における経済的支援」、「ひとり親家庭や生活困窮世帯等の子どもの居場所づくりに関する支援」に次いで、「保護者の自立支援」が高くなっています。

経済的支援や子どもの居場所づくりとともに、働きたくても働けない保護者が就労するためには、生活の不安を解消し、日常生活の安定にどのようにつなげていくのかが重要になります。

4 調査結果等からの今後の方向性

- ★ 教育や進学に対するニーズは、それぞれ個人によって異なるものの、すべての子どもたちが、それぞれ希望する進学につながるよう、各個人の状況に応じた学習環境の整備や学習機会を提供する支援が求められています。また、そのためには、学習習慣などの日常生活の望ましい過ごし方を身に付けるための支援も必要です。

課題を有する子どもやその保護者など、誰一人取り残すことのない支援を提供するとともに、継続的に見守り、支えていくことのできる体制づくりの強化に向けて、行政だけでなく、地域や保育・教育機関、民間団体など、市全体で支援を進めていきます。

- ★ 保護者自身が心身ともに健康で、心にゆとりのある生活を送ることが、子育てをしていく上では大切であり、子どもにとっても非常に重要です。また、地域社会から孤立して一層困難な状況に陥らないよう、早期に発見し、支援につなげることが必要です。子育てへの不安や悩みを気軽に相談できるよう、居場所づくりを進めるとともに、ライフステージに応じた適切な支援を行います。

- ★ 子どもへの学習支援や保護者の相談・サポート、経済的な支援制度があっても、その情報や内容が必要な人に届いていないと意味がないことから、必要な方に必要な支援が確実に届くよう、各種サービスの充実とともに、その情報提供の充実を行います。

第3章 計画が目指す姿

1 基本理念

子どもの未来はわがまちの未来であり、日本の未来です。

次代を切り拓いていく子どもたちの育ちをしっかりと支え、すべての子どもたちが将来に夢と希望を感じられる社会を実現することが必要です。

本計画では、第1期計画を踏襲しつつ、子どもの将来のみならず現在も重視し、すべての子どもと家庭において、家庭の経済的な事情によって未来が左右されることなく、教育を受けられる機会と権利、そして健全な育成環境が保障されるよう、学習の機会均等と貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境整備を推進し、引き続き子どもたちの権利と育ちを応援し、子どもたちの笑顔があふれるまちを目指します。

子どもたちの権利と育ちを応援するまち かめおか

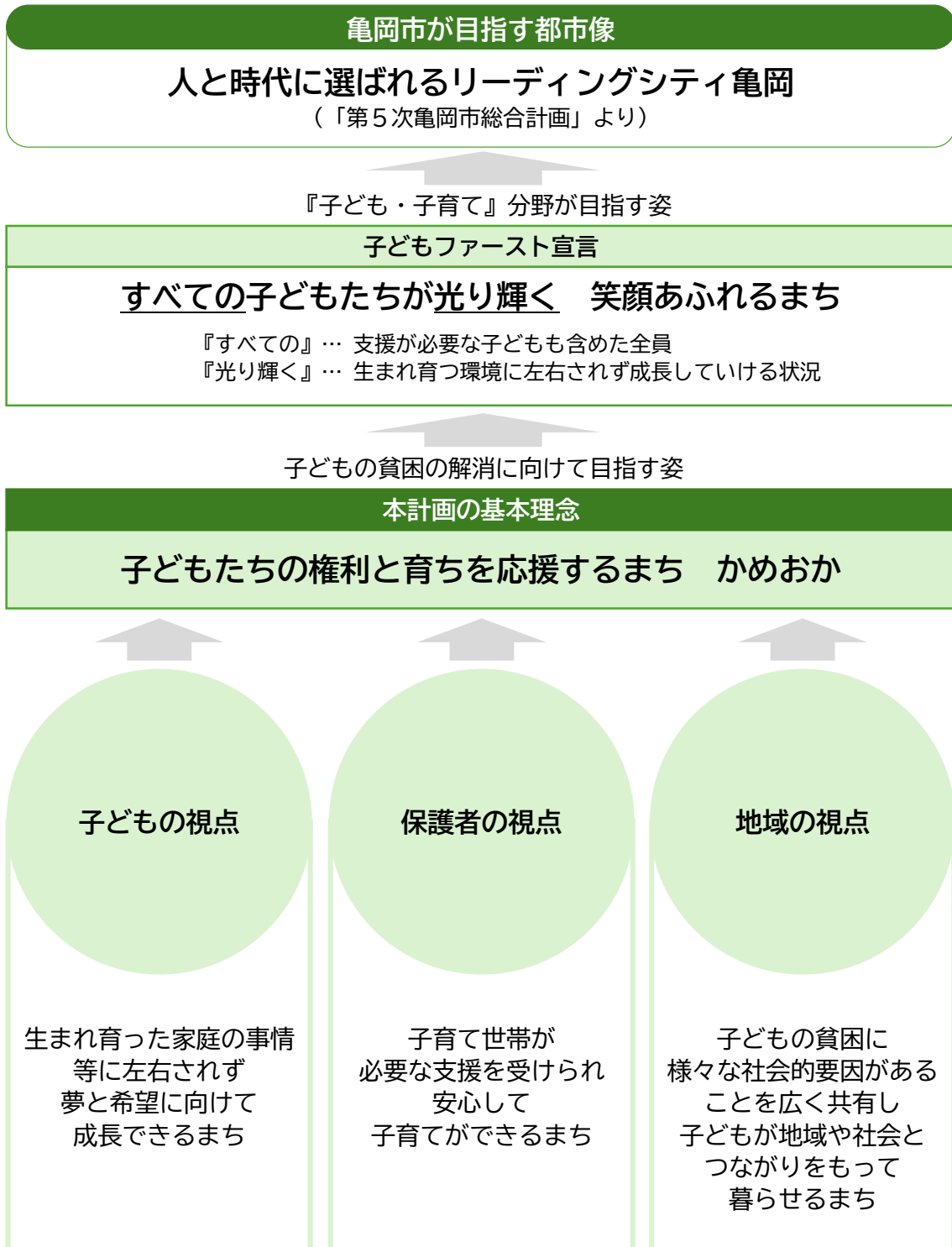
2 目指す姿

本計画では、目標に向けて着実な取り組みを実行する、より実効性を持った計画とするため、“目的が達成された姿”や“目的達成のために必要な取り組み”について具現化した内容を設定しました。

本市の最上位計画である「第5次亀岡市総合計画」や「子どもファースト宣言」の理念に基づき、本計画の目指す姿を下記の3点として設定しました。

子どもの視点	生まれ育った家庭の事情等に左右されず、夢と希望に向けて成長できるまち
保護者の視点	子育て世帯が必要な支援を受けられ、安心して子育てができるまち
地域の視点	子どもの貧困に様々な社会的要因があることを広く共有し、子どもが地域や社会とつながりをもって暮らせるまち

亀岡市の目指す姿



3 基本目標

施策1 子どもの学びの支援の充実



子どもが、家庭の経済状況にかかわらず、幼児期から青年期にかけて質の高い教育を受け、主体的に学び、新たな課題に挑戦する力を育てるとともに、自他を尊重し、共感できる心を育てます。

《具体的な施策》

- (1) 生きる力の基礎を育む幼児教育・保育の推進
- (2) 一人ひとりの状況に応じた学びの支援や環境の充実
- (3) 多様な体験や個別最適な学習機会の提供

施策2 家庭生活の支援の充実



貧困の状況にある子どもやその保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠・出産期からの支援をはじめ切れ目のない支援を推進するとともに、支援を要する課題を抱える子どもと家庭に対して、関係機関が連携して早期発見・早期支援につなげ、社会への適応に向けて支援します。

《具体的な施策》

- (1) 養育環境の早期把握と早期対応
- (2) 子育て家庭における養育の支援
- (3) ひとり親家庭等の支援

施策3 生活基盤の確立支援の充実



保護者の生活の不安解消や、収入・職業の安定による経済基盤を確保するという観点から、保護者の自立や就労支援を推進するとともに、生活に困難を抱えている人などの生活を支援するため、経済的支援をはじめとする必要な施策を推進します。

《具体的な施策》

- (1) 支援を必要とする保護者への支援
- (2) 仕事と子育ての両立支援
- (3) 経済的負担の軽減

施策4 地域ぐるみの支援の充実



子どもの健全な成長を促すため、家庭の状況把握や食事の提供、学習・生活支援などを通じて子どもの孤立防止と見守りを行うことにより、地域における見守り体制や安心・安全なネットワークづくりを推進します。

《具体的な施策》

- (1) 子どもや保護者の孤立防止と見守り支援
- (2) こども・若者等の居場所づくりにむけた取り組み
- (3) 子育て世帯への情報提供

第4章 施策の展開

1 基本目標に沿った施策の展開

施策体系の考え方に対応する子どもの貧困の解消に向けた対策に資する取り組み・事業を中心に整理・掲載します。

施策1 子どもの学びの支援の充実



(1) 生きる力の基礎を育む幼児教育・保育の推進

ア) 幼児教育・保育の無償化

- 幼児教育・保育の無償化
- 副食費の無償化

イ) 幼児教育・保育の質の向上

- 幼児教育・保育の充実
- 幼・保・こ・小の連携強化
- かめおか乳幼児教育センター事業

(2) 一人ひとりの状況に応じた学びの支援や環境の充実

ア) 学力向上や学習支援の取り組み

- 亀岡市地域未来塾事業
- まなびの機会サポート事業

イ) 教育費の負担軽減等による学びの保障

- 小・中学校就学援助
- 生活保護制度に係る高等学校等修学費援助
- 生活保護制度に係る教育費支給

ウ) 相談体制の充実

- 教育相談事業
- スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー（SSW）と連携した支援
- 生理の貧困問題に係る支援体制の充実
- 教育支援センター事業
- スクールロイヤー事業

エ) 進路選択支援

- キャリア教育事業
- 進路指導・進路選択支援事業

(3) 多様な体験や個別最適な学習機会の提供

ア) 学校における体験や学習機会の充実

- 学童期の健康づくりの推進
- 家庭教育支援事業
- 食育の推進
- 人権教育の充実
- 道徳教育の充実
- 特別支援教育の充実
- 環境学習の充実

施策2 家庭生活の支援の充実



(1) 養育環境の早期把握と早期対応

ア) 訪問等支援体制の充実

- 乳児家庭全戸訪問事業
- 母子保健地区担当保健師活動
- 妊娠・出産支援事業
- 養育支援訪問事業
- 歯・口腔の健康管理
- 障がいの早期発見・早期支援

イ) 相談支援体制の充実

- 家庭児童相談事業
- こども相談事業
- 利用者支援事業
- 各種子育て相談の充実

(2) 子育て家庭における養育の支援

ア) 虐待防止支援

- 要保護児童対策地域協議会

イ) 多様な背景を持つ子どもや家庭への支援

- 障がいのある子どもの相談体制の充実
- 障がいへの理解・啓発推進
- 母子生活支援施設への入所支援
- 福祉の相談窓口の充実
- 重層的支援体制整備事業による相談支援
- 多様な背景を持つ子どもや家庭への支援

ウ) ヤングケアラー支援

- ヤングケアラーの早期発見・支援

(3) ひとり親家庭等の支援

ア) ひとり親家庭支援

- 養育費に関する公正証書等作成促進事業
- 子どもの養育支援事業
- ひとり親家庭相談

施策3 生活基盤の確立支援の充実



(1) 支援を必要とする保護者への支援

ア) ひとり親家庭に対する就労支援

- 自立支援教育訓練給付金の支給
- 高等職業訓練促進給付金事業
- 地域就労支援事業
- 母子・父子自立支援員による相談の充実

イ) 生活困窮者に対する自立・就労支援

- 生活保護制度に係る就労自立給付金事業
- 生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）
- 生活保護制度に係る被保護者就労支援事業
- 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）
- 生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）
- 生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）

(2) 仕事と子育ての両立支援

ア) 保育サービス等の充実

- 保育サービスの実施
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 保育人材の確保対策
- 放課後児童健全育成事業
- 一時預かり事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 保育所(園)でのおむつの提供・処理の無償化

(3) 経済的負担等の軽減

ア) 子育てに係る経済的負担の軽減

- 特別支援教育就学奨励費負担
- 生活保護制度に係る高校生等アルバイト収入認定除外
- 生活保護制度に係る自立更生のための恵与金収入等の認定除外
- 生活困窮者自立支援事業（こどもの学習・生活支援事業）
- 公営住宅への入居支援
- 福祉貸付事業
- 児童扶養手当の支給
- ひとり親家庭奨学金
- こども医療費 18 歳まで拡大と無償化
- 児童手当の支給
- 障がいのある子どもの経済的負担の軽減
- ひとり親家庭医療費助成
- J R 通勤定期乗車券割引証明書交付

施策 4 地域ぐるみの支援の充実



(1) 子どもや保護者の孤立防止と見守り支援

ア) 地域における見守り体制の構築

- こども宅食見守り事業
- 青少年の健全育成活動
- 青少年の非行防止活動
- 民生委員・児童委員

イ) 親同士の交流や精神的負担軽減支援

- 地域子育て支援拠点事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(2) こども・若者等の居場所づくりにむけた取り組み

ア) こども・若者の居場所整備の推進

- こども・若者の居場所整備の推進

(3) 子育て世帯への情報提供

ア) 各種情報提供の推進

- 子育てや家庭教育に関する情報提供の充実
- 家庭教育支援事業（子育て・親育ち講座）

2 ライフステージに沿った取り組み

就学前	(1) 養育環境の早期把握と 早期対応	ア) 訪問等支援体制 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児家庭全戸訪問事業 ●母子保健地区担当保健師活動 ●妊娠・出産支援事業 ●養育支援訪問事業 ●歯・口腔の健康管理 ●障がいの早期発見・早期支援
		イ) 親同士の交流や 相談支援体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭児童相談事業 ●こども相談事業 ●利用者支援事業 ●各種子育て相談の充実 ●地域子育て支援拠点事業 ●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
		ウ) 各種情報提供の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てや家庭教育に関する情報提供の充実 ●家庭教育支援事業（子育て・親育ち講座）
	(2) 生きる力の基礎を育む 幼児教育・保育の推進	ア) 幼児教育・保育 の無償化	<ul style="list-style-type: none"> ●幼児教育・保育の無償化 ●副食費の無償化
		イ) 幼児教育・保育 の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●幼児教育・保育の充実 ●幼・保・こ・小の連携強化 ●かめおか乳幼児教育センター事業
		ウ) 保育サービス等 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●保育サービスの実施 ●放課後児童健全育成事業 ●延長保育事業 ●一時預かり事業 ●病児・病後児保育事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●保育人材の確保対策 ●保育所（園）でのおむつの提供・処理の無償化
小・中学生期	(1) 一人ひとりの状況に応 じた学びの支援や環境 の充実	ア) 学力向上や学習 支援の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●亀岡市地域未来塾事業 ●まなびの機会サポート事業
		イ) 教育費の負担軽 減等による学び の保障	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校就学援助 ●生活保護制度に係る高等学校等修学費援助 ●生活保護制度に係る教育費支給
		ウ) 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●教育相談事業 ●スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー（SSW）と連携した支援 ●生理の貧困問題に係る支援体制の充実 ●教育支援センター事業 ●スクールロイヤー事業
	エ) 進路選択支援	<ul style="list-style-type: none"> ●キャリア教育事業 ●進路指導・進路選択支援事業 	
	(2) 多様な体験や個別最適 な学習機会の提供	ア) 学校における体 験や学習機会の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ●学童期の健康づくりの推進 ●家庭教育支援事業 ●食育の推進 ●人権教育の充実 ●道徳教育の充実 ●特別支援教育の充実 ●環境学習の充実
高校生期	(1) 子どもや保護者の孤立 防止と見守り支援	ア) 地域における見 守り体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年の健全育成活動 ●青少年の非行防止活動
	(2) 経済的負担等の軽減	ア) 子育てに係る経 済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護制度に係る高校生等アルバイト収入認定除外 ●こども医療費 18 歳まで拡大と無償化

(1) 子育て家庭における 養育の支援	▶ ア) 虐待防止支援 ▶	●要保護児童対策地域協議会
	▶ イ) 多様な背景を持つ子どもや家庭への支援 ▶	●障がいのある子どもの相談体制の充実 ●障がいへの理解・啓発推進 ●障がいのある子どもの経済的負担の軽減 ●母子生活支援施設への入所支援 ●福祉の相談窓口の充実 ●重層的支援体制整備事業による相談支援 ●多様な背景を持つ子どもや家庭への支援
	▶ ウ) ヤングケアラー支援 ▶	●ヤングケアラーの早期発見・支援
(2) ひとり親家庭等の支援	▶ ア) ひとり親家庭支援 ▶	●養育費に関する公正証書等作成促進事業 ●子どもの養育支援事業 ●ひとり親家庭相談 ●ひとり親家庭医療費助成 ●ひとり親家庭奨学金
	▶ イ) ひとり親家庭に対する就労支援 ▶	●自立支援教育訓練給付金の支給 ●高等職業訓練促進給付金事業 ●地域就労支援事業 ●母子・父子自立支援員による相談の充実
(3) 経済的負担等の軽減	▶ ア) 生活困窮者に対する自立・就労支援 ▶	●生活保護制度に係る就労自立給付金事業 ●生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業） ●生活保護制度に係る被保護者就労支援事業 ●生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業） ●生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金） ●生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）
	▶ イ) 子育てに係る経済的負担の軽減 ▶	●特別支援教育就学奨励費負担 ●生活保護制度に係る自立更生のための恵与金収入等の認定除外 ●生活困窮者自立支援事業（こどもの学習・生活支援事業） ●公営住宅への入居支援 ●児童手当の支給 ●福祉貸付事業 ●児童扶養手当の支給 ●J R通勤定期乗車券割引証明書交付
(4) 子どもや保護者の孤立防止と見守り支援	▶ ア) 地域における見守り体制の構築 ▶	●こども宅食見守り事業 ●民生委員・児童委員
(5) こども・若者等の居場所づくりにむけた取り組み	▶ ア) こども・若者の居場所整備の推進 ▶	●こども・若者の居場所整備の推進

《就学前》

(1) 養育環境の早期把握と早期対応

ア) 訪問等支援体制の充実

事業名等	事業の概要等	取組主体
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児と保護者の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供とともに、支援が必要な家庭に対して適切な子育て支援へつなげます。	こども家庭課
母子保健地区担当保健師活動	妊産婦や乳幼児のいる要支援家庭に対して、母子保健の観点から、訪問などにより継続的な支援を行うとともに、適宜関係機関と連携し、生活に必要なサービスの調整を行います。	こども家庭課
妊娠・出産支援事業	妊娠期・産後の相談支援を充実するとともに、家族などから十分なサポートが受けられず、特に支援が必要な家庭に対して、産後ケア事業などを実施します。	こども家庭課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要である家庭に対し、保健師などが計画的・継続的に訪問支援などを行います。家庭の抱える課題が多様化し、リスクの高い家庭に対応することもあるため、適宜関係機関と連携した取り組みを進めます。	こども家庭課
歯・口腔の健康管理	歯科健診を行うとともに口腔ケア・歯・歯周病などについての正しい知識の普及啓発や口腔疾患が全身疾患に及ぼす影響についての情報提供に努めます。	こども家庭課
障がいの早期発見・早期支援	障害児通所支援の支給決定を行うことで、児童発達支援等の早期療育につなげます。	障がい福祉課
	乳幼児健診などにおいて、発達の遅れや障がいなどの早期発見を行い、希望者などには発達相談などを実施し、特性の理解や支援を保護者や関係機関と共に考え、医療機関や支援機関につなぐなど、伴走型の支援を実施します。	こども家庭課

イ) 親同士の交流や相談支援体制の充実

事業名等	事業の概要等	取組主体
家庭児童相談事業	保健師や家庭児童相談員等を配置して、こども家庭センター機能を整備し、妊娠期からの切れ目ない相談支援を実施します。 妊産婦や乳幼児のいる要支援家庭に対して、母子保健の観点から、訪問などにより継続的な支援を行うとともに、適宜関係機関と連携し、生活に必要なサービスの調整を行います。	こども家庭課
こども相談事業		
各種子育て相談の充実		
利用者支援事業	子ども及びその保護者などの身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じて相談・助言などを行うとともに、関係する部署との連絡調整などを実施する事業を実施します。	子育て支援課 こども家庭課 保育課
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。	子育て支援課 保育課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	すべての子どもたちの育ちを応援し、子育て家庭に対する支援を強化するため、保育施設等に通園していない0歳6か月から満3歳未満までの未就園児を対象に、「保護者の就労要件を問わず」「月10時間までの利用を上限」として、時間単位で保育所(園)・認定こども園等を利用できる制度です。	保育課

ウ) 各種情報提供の推進

事業名等	事業の概要等	取組主体
子育てや家庭教育に関する情報提供の充実	子どもの育ちを豊かにするための情報や、子育て期におけるさまざまな時期に応じた必要な情報を早く確実に届けられるよう、SNSなどで広く情報発信します。	こども家庭課
家庭教育支援事業 (子育て・親育ち講座)	保護者、親子、子育てに関心がある市民を対象として、親子のコミュニケーションをテーマとした講演会や、親子の心のふれあいを大切にした読み聞かせなど、家庭の教育力の向上を図ることを目的とした講座を開催します。	社会教育課

(2) 生きる力の基礎を育む幼児教育・保育の推進

ア) 幼児教育・保育の無償化

事業名等	事業の概要等	取組主体
幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳まで及び第2子以降のすべての子ども並びに0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもの保育料（利用料）を無償化しています。	保育課
副食費の無償化	幼児教育・保育（3歳児～5歳児）にかかる低所得者の副食費無償化を進め、子育て世帯の増加と負担軽減を図ります。	保育課

イ) 幼児教育・保育の質の向上

事業名等	事業の概要等	取組主体
幼児教育・保育の充実	保育所、幼稚園などで質の高い幼児教育・保育が実施できるよう、保育士、幼稚園教諭の研修受講を促進し、幼児教育・保育の充実に努めます。	保育課
幼・保・こ・小の連携強化	幼児が安心して就学し、学びに向かう姿を支えるため、幼児教育と小学校教育をつなぐ架け橋期の取り組みを進めます。	保育課
かめおか乳幼児教育センター事業	乳幼児期の保育・幼児教育・発達支援について、私立公立や施設種別の垣根を超えて、それぞれの「経験」と「知」をつなぎ、学び合い、「共に」高めあうためのコーディネートを担う機関として、さまざまな事業や情報発信を行います。	保育課

ウ) 保育サービス等の充実

事業名等	事業の概要等	取組主体
保育サービスの実施	保護者の就労形態や児童の状況に応じて、一時保育や延長保育・休日保育・病児保育など、多様な保育サービスを実施します。	保育課
放課後児童健全育成事業（かめおか児童クラブ）	保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図ることを目的に、小学校の余裕教室などを活用してかめおか児童クラブを開設しています。	社会教育課
延長保育事業	保護者の就労形態や勤務時間帯の多様化に対応するため、認定区分を超えた時間帯に保育を必要とする児童を対象とした延長保育を実施します。	保育課
一時預かり事業	保護者の方が仕事（週1～3日）や病気等により自宅で保育できない場合に、児童を一時的に預かる保育を実施します。	保育課

事業名等	事業の概要等	取組主体
病児・病後児保育事業	病気や病気回復期の児童で、保護者の就労などの理由により保護者が保育できない場合に、保育施設などで児童を預かります。	保育課
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を依頼したい人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)を会員として、一時的・臨時的に有償で児童の預かりなどを行う相互援助活動に関する連絡・調整を行います。	子育て支援課
保育人材の確保対策	本市における保育士等の人材確保及び離職防止を図ることを目的として奨学金返還支援事業や保育士宿舍借り上げ支援事業など、多様な支援事業を実施します。	保育課
保育所(園)でのおむつの提供・処理の無償化	保育所(園)等において、登園時の紙おむつの持参と使用済み紙おむつの持ち帰りをなくして保護者の負担軽減や衛生面の向上を図るため、無料でおむつを提供します。	保育課
食育の推進	生きる上での基本となる食に関する正しい知識と望ましい食習慣が身に付くよう、保育所などでの亀岡産野菜など新鮮な食材を使った給食の提供などを通して、食育を推進し、心身ともに豊かな子どもの成長を促進します。	保育課

《小・中学生期》

(1) 一人ひとりの状況に応じた学びの支援や環境の充実

ア) 学力向上や学習支援の取り組み

事業名等	事業の概要等	取組主体
亀岡市地域未来塾事業	経済的な理由や家庭の事情により、学習環境が十分に身につけていないなど、学習が遅れがちな中学3年生を対象として、大学生や教員OBなどの地域住民の協力を得て無料の学習支援を行い、学習習慣の定着と学力の向上を図ります。	社会教育課
まなびの機会サポート事業	学校に行きにくい児童生徒の学びの機会を確保するとともに、社会的自立を支援することを目的とし、学校長が教育委員会と連携の上、指導要領上、出席扱いとすることを認めたフリースクールを利用するにあたり、保護者等が負担する授業料を補助します。	学校教育課

イ) 教育費の負担軽減等による学びの保障

事業名等	事業の概要等	取組主体
小・中学校就学援助	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の就学を確保するため、要保護及び準要保護世帯に認定された児童生徒に対し、必要な経済的援助を行います。	学校教育課
生活保護制度に係る高等学校等修学費援助	高等学校等に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合について、原則、当該学校における正規の修学年限に限り、基本額、教材代、授業料、入学料及び入学考査料、通学のための交通費、学習支援費について、一定の基準額以内の金額を支給します。	地域福祉課
生活保護制度に係る教育費支給	義務教育に伴って必要な教材代、学校給食費、通学のための交通費、学習支援費等について、一定の基準額以内の金額を支給します。	地域福祉課

ウ) 相談体制の充実

事業名等	事業の概要等	取組主体
教育相談事業	子どもと保護者、学校現場の要望に応えた教育相談を行うことで、教育効果を高めます。また、子どもへの見立てをはじめとした教職員研修を実施し、子ども理解に対する支援を行うとともに、福祉部局、NPOなど関係機関との連携を行います。	学校教育課
スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー（SSW）と連携した支援	子ども・教職員・保護者のさまざまな相談に対応するため、心理面の専門家であるスクールカウンセラー、そして、福祉の専門家であるまなび・生活アドバイザー（SSW）を配置し、それぞれの専門知識を活かして環境改善を促し、子どもたちが抱える問題への早期対応・支援に努めます。	学校教育課
生理の貧困問題に係る支援体制の充実	小・中・義務教育学校の女子トイレに生理用品を配置し、児童生徒が必要に応じて使用できるようにすることで、児童生徒が心理的負担なく学習に専念し、充実した学校生活を送れる環境を整えます。	学校教育課
教育支援センター事業	何らかの理由で学校に行きにくくなった児童生徒の心の居場所として体験活動や学習等の活動を行い、心の安定や豊かな人間関係が築けるようサポートし、社会的自立に向けて支援します。	みらい教育 リサーチセンター
スクールロイヤー事業	子どもたちを取り巻く環境の変化により、さまざまな問題が複雑化していることを踏まえ、法律の専門家であるスクールロイヤーを配置し、専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面から指導・助言を受け、課題解決に努めます。	学校教育課

エ) 進路選択支援

事業名等	事業の概要等	取組主体
キャリア教育事業	児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育を進めます。	学校教育課
進路指導・進路選択支援事業	進学意欲を有しながら経済的な理由により就学が困難な支援を要する生徒に対して、家庭の状況や個々の課題などに対応した相談体制を構築し、要支援生徒が積極的に自己の進路を考え将来に対する展望が持てるよう支援します。	学校教育課

(2) 多様な体験や個別最適な学習機会の提供

ア) 学校における体験や学習機会の充実

事業名等	事業の概要等	取組主体
学童期の健康づくりの推進	子どもたちが、自ら進んでスポーツに親しみ、健康な生活を送ることができるよう、体を動かす習慣を身に付け、体力・運動能力が向上するよう図ります。	学校教育課
家庭教育支援事業 (子育て・親育ち講座) 【再掲】	保護者、親子、子育てに関心がある市民を対象として、親子のコミュニケーションをテーマとした講演会や、親子の心のふれあいを大切にした読み聞かせなど、家庭の教育力の向上を図ることを目的とした講座を開催します。	社会教育課
食育の推進	望ましい食習慣や自己管理能力を身に付けることを目指した、学校の給食、食に関する指導、保護者に対する試食会などの実施に努めます。	学校給食センター
人権教育の充実	互いの違いや良さを認め合い、相互を理解する力や自己肯定感を育み、だれもが安心して育ち、学び続けられるよう、多種多様化する人権感覚の醸成を図るため、発達段階に応じた人権学習を充実します。	学校教育課
道徳教育の充実	命を大切にする心、人を思いやる心、そして善悪の判断ができる規範意識などを身に付けられるよう、発達段階に応じた道徳教育を充実します。	学校教育課
特別支援教育の充実	支援の必要な児童生徒の特別支援教育のため、学校を窓口とした教育相談体制及び特別支援教育支援員の配置、通級指導教室の設置、相談を重視した就学指導、関係機関の連携、教職員の専門性の向上などの充実を図ります。	学校教育課
環境学習の充実	美しく豊かな水と緑や、多様な生態系を有す亀岡市の自然環境を守ることや、海洋汚染や地球温暖化などの地球規模の環境問題について、ごみ問題から考える亀岡ならではの自然体験型学習を通して、自ら行動できる児童生徒を育成する教育を推進します。	学校教育課

《小・中学生期》《高校生期》

(1) 子どもや保護者の孤立防止と見守り支援

ア) 地域における見守り体制の構築

事業名等	事業の概要等	取組主体
青少年の健全育成活動	青少年の健全育成のため、啓発活動を実施するとともに、各町関連団体へ補助金を交付し、地域単位での活動を支援しています。	こども家庭課
青少年の非行防止活動		

《高校生期》

(2) 経済的負担等の軽減

ア) 子育てに係る経済的負担の軽減

事業名等	事業の概要等	取組主体
生活保護制度に係る高校生等アルバイト収入認定除外	高校生等のアルバイト収入については、高等学校卒業後、大学や専修学校などに就学するために必要な経費や卒業後の就労に役立つ資格取得のための経費など、本人の希望や意思が明らかであることなど、自立助長に効果があると福祉事務所が判断した方を対象に、収入認定除外として取り扱っています。	地域福祉課
こども医療費18歳まで拡大と無償化	健やかに子どもを育てる環境づくりの一環として、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもが医療機関を受診した際に窓口で保護者が支払う医療費（医療保険の自己負担額）を助成します。	子育て支援課

《ライフステージ全体を通じた支援》

(1) 子育て家庭における養育の支援

ア) 虐待防止支援

事業名等	事業の概要等	取組主体
要保護児童対策地域協議会	実務者会議及び代表者会議を開催し、関係機関との連携を深め、児童虐待に係る支援ネットワークを構築します。	こども家庭課

イ) 多様な背景を持つ子どもや家庭への支援

事業名等	事業の概要等	取組主体
障がいのある子どもの相談体制の充実	障がいのある子どもやその家族にとって身近な相談窓口となる、専門的・総合的に対応できる相談体制の充実に努めます。	障がい福祉課
障がいへの理解	障害児通所支援の支給決定を行うことで、サービスを通じて障がいへの理解に努めます。	障がい福祉課
障がいのある子どもの経済的負担の軽減	扶養手当などの各種手当の給付、重度心身障害者医療費助成などによる障がいのある子ども（特別児童）やその家庭の経済的負担の軽減に努めます。	障がい福祉課
母子生活支援施設への入所支援	生活上の困難を抱える母子家庭の母及び児童の母子生活支援施設への入所を支援し、保護するとともに、自立生活に向けた支援を行います。	こども家庭課
福祉の相談窓口の充実	広範囲にわたる福祉施策がある中、相談先がわからないという市民ニーズに対して、課題を整理し、適切な支援につなげる「福祉なんでも相談窓口」を開設しています。	地域福祉課
重層的支援体制整備事業による相談支援	「福祉なんでも相談窓口」を中核機関として、複雑・複合的な課題に対して、各分野の支援者がチームとなり、世代や属性を超えた相談の受け止めを行います。	地域福祉課
多様な背景を持つ子どもや家庭の支援	外国にルーツを持つ児童生徒の支援の充実のため、コーディネーターの配置及び多様化する現状に対応する支援員の充実に努めます。	学校教育課

ウ) ヤングケアラー支援

事業名等	事業の概要等	取組主体
ヤングケアラーの早期発見・支援	ヤングケアラーコーディネーターを設置し、ヤングケアラーの早期発見や個別の支援を実施するとともに、ヤングケアラーの認知度向上のため関係者向けの研修会等を実施します。	こども家庭課

(2) ひとり親家庭等の支援

ア) ひとり親家庭支援

事業名等	事業の概要等	取組主体
養育費に関する公正証書等作成促進事業	ひとり親世帯の生活困窮の一因となっている、子どものための養育費の不払い解消を図るため、養育費の取決めを公正証書等によって債務名義化するための作成事務費用などを補助します。	子育て支援課
子どもの養育支援事業	養育支援が特に必要である家庭に対し、保健師などが計画的・継続的に訪問支援などを行います。家庭の抱える課題が多様化し、リスクの高い家庭に対応することもあるため、適宜関係機関と連携した取り組みを進めます。	こども家庭課
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭への相談支援・情報提供を行うとともに、必要な指導・助言などを行います。	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の医療に係る経済的負担を軽減し、健康の保持及び増進を図るため、ひとり親家庭の親と児童が医療機関を受診された際に窓口で支払われる医療費（医療保険の自己負担額）を助成します。	子育て支援課
ひとり親家庭奨学金	ひとり親家庭の父母が児童（乳児から新高校1年生）を養育しているときに、京都府が独自に奨学金を支給しています。亀岡市は広報や受付事務などを実施します。	子育て支援課

イ) ひとり親家庭に対する就労支援

事業名等	事業の概要等	取組主体
自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の方が就職や収入向上に結びつく教育訓練講座を受講した場合に、受講費用の一部を給付金として支給します。	子育て支援課
高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の方が看護師や介護福祉士などの資格を取得するために養成機関で修業する場合に、受講期間中の生活費として給付金を支給しています。また、養成カリキュラムを終了した際には一時金を支給します。	子育て支援課
地域就労支援事業	ひとり親家庭の親などで就労困難者に対し就労支援を行います。引き続き、変わりゆく就労環境の周知やタイムリーなセミナーの開催に取り組みます。	商工観光課
母子・父子自立支援員による相談の支援	ひとり親家庭の福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭への相談支援・情報提供を行うとともに、必要な指導・助言などを行います。	子育て支援課

(3) 経済的負担等の軽減

ア) 生活困窮者に対する自立・就労支援

事業名等	事業の概要等	取組主体
生活保護制度に係る就労自立給付金事業	安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなったと福祉事務所が認めた場合、生活保護廃止後に給付金を支給します。	地域福祉課
生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	就労意欲がありながら様々な就労阻害要因があり就労が困難な方に対しては「就労準備支援事業」による支援を実施します。京都自立就労サポートセンターと委託契約を結んでおり、就労体験や作業講習などの支援プログラムを準備しています。	地域福祉課
生活保護制度に係る被保護者就労支援事業	就労自立支援員を配置し、ケースワーカーと連携し就労支援を実施します。一人ひとり個別にきめ細かく面接を行い、自立阻害要因を把握しそれぞれに合った支援を行い、ハローワークと連携し就労支援を実施します。	地域福祉課
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	生活困窮者の抱えている複合的な課題を評価分析し、個々人の状況に応じた自立支援計画を策定し、必要なサービスの提供につなげます。	地域福祉課
生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	離職により住宅を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、所得等が一定基準以下のものに対して、有期で家賃相当額を支給します。また、一定の要件を満たす者に対して転居費用の補助があります。	地域福祉課
生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）	日本ファイナンシャルプランナーズ協会と委託契約を結び、ファイナンシャルプランナーが生活困窮者に対して、家計の状況の分析や収入に見合った支出の見直しなど生活困窮者の家計の見直しを助言し、家計の管理能力向上を支援します。	地域福祉課

イ) 子育てに係る経済的負担の軽減

事業名等	事業の概要等	取組主体
特別支援教育就学奨励費負担	特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、特別支援学級への就学に必要な経費の一部を負担します。	学校教育課
生活保護制度に係る自立更生のための恵与金収入等の認定除外	生活保護受給世帯に入る自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金もしくは見舞金、指導指示による売却収入又は死亡による保険金、当該世帯の自立更生を目的とする小学生、中学生の入学の支度、学習図書、運動用具等の購入、学習塾費、修学旅行参加等就学に伴って社会通念上必要と認められる用途に充てられる最小限度の実費額を収入認定除外として取り扱っています。	地域福祉課

事業名等	事業の概要等	取組主体
生活困窮者自立支援事業 (こどもの学習・生活支援事業)	主に小学校から高等学校に通学する子どものいる生活困窮世帯で様々な理由から子どもの学習・生活環境の整わない家庭の子どもと保護者を対象に、生活習慣の改善、学習に関する支援、家庭に関する相談及び進学のための各種補助制度の紹介等の支援を実施します。	地域福祉課
公営住宅への入居	市営住宅入居資格の全てを満たし、かつ、市営住宅管理条例第8条第3項に該当する世帯に対し、優先的に市営住宅を提供します。(募集期間内に申込必要。申込者多数の場合は抽選。)	建築住宅課
児童手当の支給	子育て家庭などにおける生活の安定とこれからの社会を担う児童の健やかな成長のために、高校生までの児童を養育している方に児童手当を支給します。	子育て支援課
福祉貸付事業	「くらしの資金」貸付金:夏期及び年末におけるくらしの不安定な世帯に対し、経済的自立と生活意欲の向上を図るために必要な資金を貸与します。 貸付限度額:50,000円以内(無利子・無担保) 償還期間:1年以内(据置2ヵ月以内)	地域福祉課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の児童や母又は父が重度障がいの状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立支援の促進のため、児童の父母や父母に代わって児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
JR通勤定期乗車券割引 証明書交付	児童扶養手当受給者世帯について、JR通勤通学定期乗車券が3割引になる資格証明書・購入証明書を交付します。	子育て支援課

(4) 子どもや保護者の孤立防止と見守り支援

ア) 地域における見守り体制の構築

事業名等	事業の概要等	取組主体
こども宅食見守り事業	養育不安や困難を抱える保護者のいる世帯に食糧を届けながら見守りを実施します。	こども家庭課
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は地域住民の見守り活動のほか、相談や子育て支援、関係機関へのつなぎ役として、地域で活躍いただいています。	地域福祉課

(5) こども・若者等の居場所づくりにむけた取り組み

ア) こども・若者の居場所整備の推進







事業名等	事業の概要等	取組主体
こども・若者の居場所整備の推進	重層的支援体制整備における、参加支援、地域づくり支援の枠を活用し、こども等の居場所を中心とした整備の推進を図ります。	地域福祉課 こども家庭課

3 目標指標

具体的な施策の展開と整合を図り、目指す姿ごとに目標指標を設定します。







子どもの視点

生まれ育った家庭の事情等に左右されず、夢と希望に向けて成長できるまち

指標	関連施策	現状値 (令和6年度) 【2024年度】	目標値 (令和11年度) 【2029年度】	説明	
生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率		100%	100%	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率がわかります。	
生活保護世帯の子どもの高等学校中退率		5.2%	1.2%	生活保護世帯に属する子どもの高等学校中退率がわかります。	
生活保護世帯の子どもの望む進路の実現率（高等学校卒業時）		100%	100%	生活保護世帯に属する子どもが希望する進路の実現率がわかります。	
地域未来塾の受講生が希望した進路につけた割合		90%	100%	希望進路の実現による受講者の学力及び自己肯定感の向上を図る指標になります。	
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合		小学4年生	84.9%	93.3%	児童生徒の将来に対する思いの現状がわかります。
		中学2年生	56.7%		
要保護児童対策地域協議会管理ケースにおいて、子どもが発達段階に応じて自らの意見を表明できるよう支援した割合		2.1%	100%	虐待の発生等により関わりを持つ児童に対し、要保護児童対策地域協議会で関わる関係機関が相談場面を通して、児童の権利擁護を意識して支援を行い、彼らが意見を表明できた割合のことを指します。	


保護者の視点

子育て世帯が必要な支援を受けられ、安心して子育てができるまち

指標	関連施策	現状値 (令和6年度) 【2024年度】	目標値 (令和11年度) 【2029年度】	説明
虫歯の無い3歳半の幼児の割合		86.2%	91.4%	子どもの口腔状態は、保護者の子どもへのかかわりや食生活も影響することから、保護者の養育状況を量る指標になります。
児童扶養手当受給者における公正証書等により養育費の取決めをしている割合		24.5%	26.6%	ひとり親家庭の家計負担の軽減状況がわかります。
児童扶養手当受給者における父母の平均所得		137万円	155万円	ひとり親家庭の経済的な困窮の状況がわかります。
保育所待機児童数		10人	0人	保育が必要な状態にある児童に対する保育の実施状況がわかります。
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合 (4か月児、1歳6か月児、3歳児健診)	 	78.0%	85.3%	経験や知識、支援不足など、育てにくさを感じる要因は多面的ではあるが、家庭を取り巻く環境を量る指標になります。

地域の視点

子どもの貧困に様々な社会的要因があることを広く共有し、子どもが地域や社会とつながりをもって暮らせるまち

指標	関連施策	現状値 (令和6年度) 【2024年度】	目標値 (令和11年度) 【2029年度】	説明
子の養育に不安を抱え、行政機関からの継続的な支援が必要と判断した児童と保護者がサポートプランを通して他のサービスを受け入れるようになった割合		0.9%	100%	「相談」から、公的、私的も含め何からか他のサービスにつながり、そのサービスを受け入れ、地域での生活が行えるようになった割合のことを指します。

4 子どもの貧困に関する指標比較表

No	指標	亀岡市数値	京都府数値	全国数値	数値の根拠
1	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	100%	89.1%	92.5%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。）の卒業生数 分子：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程の入学人数 (R5.4.1現在)
2	生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率	5.2%	1.5%	3.7%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校の4月の在籍者総数 分子：その年の翌年3月までに中退した者の数 (R5.4.1現在)
3	生活保護世帯の子どもの大学等進学率	—	54.4%	42.9%	厚生労働省社会・援護局保護課調べ 分母：高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校（高等課程又は一般課程）、各種学校又は公共職業能力開発施設の卒業生数 分子：大学、短期大学、専修学校（専門課程又は一般課程）、各種学校への進学人数 (R5.4.1現在)
4	児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）	—	100%	97.7%	こども家庭庁子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：その年度末に中学校を卒業した者の数 分子：その年度の翌年度（5月時点）に高等学校等又は専修学校等に進学している者の数 (R4.5.1現在)
5	児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後）	—	40%	38.6%	こども家庭庁子ども家庭局家庭福祉課調べ 分母：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の卒業生及び高等専門学校（3学年）を修了した者の数 分子：大学、短期大学、高等専門学校（4学年に進級した者）、専修学校、各種学校、公共職業訓練施設への進学人数 (R4.5.1現在)
6	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園）	—	母子 88.6% 父子 80.0%	母子 79.1% 父子 82.3%	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査 分母：母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者の数 分子：保育先が保育所、幼稚園、認定こども園である割合
7	ひとり親家庭の子どもの進学率（中学校卒業後）	—	—	母子 94.5% 父子 96.2%	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査 分母：母子世帯又は父子世帯の16歳の者の数 分子：高等学校、高等専門学校在籍者数
8	ひとり親家庭の子どもの進学率（高等学校卒業後）	—	—	母子 66.5% 父子 57.9%	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査 分母：母子世帯又は父子世帯の19歳の者の数 分子：大学、短期大学、専修学校、各種学校の在籍者数
9	全世帯の子どもの高等学校中退率	—	1.4%	1.5%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 分母：高等学校在籍者数 分子：高等学校中退者数 (令和5年度調査)
10	小・中学校における不登校児童生徒数	250人	6,210人	346,482人	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 (令和5年度調査)
11	高校における不登校生徒数	—	1,095人	68,770人	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 (令和5年度調査)
12	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）	100%	88.0%	83.2%	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村数 (令和5年度調査)
13	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校）	100%	95.8%	85.8%	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「令和5年度入学者に実施済み」と回答した市町村数 (令和5年度調査)
14	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校）	100%	96.0%	86.6%	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム調べ 分母：全回答市町村数 分子：「令和5年度入学者に実施済み」と回答した市町村数 (令和5年度調査)

No	指標	亀岡市数値	京都府数値	全国数値	数値の根拠
15	滞納経験（電気・ガス・水道） ひとり親世帯	電気 10.7% ガス 4.1% 水道 9.8%	—	電気 6.9% ガス 6.4% 水道 8.4%	令和4年生活と支え合いに関する調査（特別集計） 分母：ひとり親世帯数 分子：滞納があったと答えた世帯数 市：令和6年度子どもの生活状況調査
16	滞納経験（電気・ガス・水道） 子どものいる全世帯	電気 3.7% ガス 1.9% 水道 4.3%	—	電気 2.2% ガス 1.9% 水道 2.2%	令和4年生活と支え合いに関する調査（特別集計） 分母：子どもがいる世帯数 分子：滞納があったと答えた世帯数 市：令和6年度子どもの生活状況調査
17	過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験 （ひとり親世帯）	食品 36.1% 衣服 41.0%	—	食品 20.8% 衣服 18.8%	令和4年生活と支え合いに関する調査（特別集計） 分母：ひとり親世帯数 分子：「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数 市：令和6年度子どもの生活状況調査
18	過去1年の食料困窮経験及び衣服が買えない経験 （子どものいる全世帯）	食品 14.6% 衣服 16.9%	—	食品 12.0% 衣服 13.7%	令和4年生活と支え合いに関する調査（特別集計） 分母：子どもがいる世帯数 分子：「よくあった」、「ときどきあった」、「まれにあった」と答えた世帯数 市：令和6年度子どもの生活状況調査
19	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（ひとり親世帯）	相談 4.1% お金援助 18.9%	—	相談 8.9% お金援助 25.9%	平成29年生活と支えあひに関する調査（特別集計） 分母：個人票の有効回答者のうち、子どもがいる世帯に属する個人の数 分子：「頼れる人がいない」と回答した個人の数 注）等価世帯所得の十分位階級とは、世帯を等価世帯所得（世帯人員数を勘案した世帯所得）の低い方から高い方に並べてそれぞれの世帯数が等しくなるように十分分したもので、低い方のグループから第1十分位、第2十分位……第10十分位という。 市：令和6年度子どもの生活状況調査 ※生活困難層において、重要な事柄の相談、いざという時のお金の援助について「頼れる人がいない」の割合
20	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人が必要であるがいないと答えた人の割合（等価世帯所得第1～3十分位）	相談 5.4% お金援助 19.6%	—	相談 7.2% お金援助 20.4%	
21	ひとり親家庭の親の就業率 （母子家庭）	—	78.7%	83.0%	令和2年国勢調査 分母：母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親の数 分子：就業者数
22	ひとり親家庭の親の就業率 （父子家庭）	—	84.4%	87.8%	令和2年国勢調査 分母：父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親の数 分子：就業者数
23	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	—	46.4%	50.7%	令和2年国勢調査 分母：母子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親のうち、就業している者の数 分子：正規の職員及び従業員の数
24	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	—	68.0%	71.4%	令和2年国勢調査 分母：父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）の親のうち、就業している者の数 分子：正規の職員及び従業員の数
25	子どもの貧困率 （国民生活基礎調査）	—	—	11.5%	令和3年国民生活基礎調査 分母：子ども（17歳以下）の数 分子：等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない子どもの数
26	子どもの貧困率 （全国消費実態調査）	—	—	10.3%	令和元年度全国家計構造調査 分母：子ども（17歳以下）の数 分子：等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない子どもの数
27	子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率 （国民生活基礎調査）	—	—	44.5%	令和3年国民生活基礎調査 分母：子ども（17歳以下）のいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち、大人（18歳以上）が一人の世帯の世帯員数 分子：等価可処分所得が貧困線に満たない子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の世帯員数
28	子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の貧困率 （全国消費実態調査）	—	—	53.3%	令和元年度全国家計構造調査 分母：大人（18歳以上）一人と子ども（17歳以下）からなる世帯の世帯員数 分子：等価可処分所得が貧困線に満たない大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数
29	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 （母子世帯）	64.1%	56.4%	46.8%	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査 分母：母子世帯の親の数 分子：養育費の取り決めをしている親の数 市：令和6年度子どもの生活状況調査 ※「取り決めをしており、養育費を受け取っている」「養育費の取り決めをしていないが、受け取っていない」の割合

No	指標	亀岡市数値	京都府数値	全国数値	数値の根拠
30	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（父子世帯）	25.0%	30.0%	28.2%	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査 分母：父子世帯の親の数 分子：養育費の取り決めをしている親の数 市：令和6年度子どもの生活状況調査 ※「取り決めをしており、養育費を受け取っている」「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」の割合
31	ひとり親家庭のうち養育費を現在も受け取っている割合（母子世帯）	41.6%	33.2%	8.1%	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査 分母：母子世帯の親の数 分子：養育費を現在も受け取っている母子世帯の親の数 市：令和6年度子どもの生活状況調査 ※「取り決めをしており、養育費を受け取っている」「特に取り決めはしていないが、養育費を受け取っている」の割合
32	ひとり親家庭のうち養育費を現在も受け取っている割合（父子世帯）	0.0%	13.3%	8.8%	国：令和3年度全国ひとり親世帯等調査（特別集計） 府：令和3年度京都府母子・父子世帯実態調査 分母：父子世帯の親の数 分子：養育費を現在も受け取っている父子世帯の親の数 市：令和6年度子どもの生活状況調査 ※「取り決めをしており、養育費を受け取っている」「特に取り決めはしていないが、養育費を受け取っている」の割合
33	児童相談所における児童虐待相談対応件数	—	—	207,660件	国：厚生労働省「福祉行政報告例」（令和3年度） 府：児童相談所が虐待通告を受け付けた件数（令和3年度）
34	「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合	—	—	① 1.8% ② 2.3% ③ 4.6% ④ 7.2% ⑤ 2.9%	国：厚生労働省「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」 ①中学2年生 ②全日制高校2年生 ③定時制高校2年生相当 ④通信制高校生 ⑤大学3年生 ※①～④は令和2年度、⑤は令和3年度に実施。
35	「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思う人の割合	—	—	40.4%	令和5年度「こども政策の推進に関する意識調査」
36	「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の1つである」と思う人の割合	—	—	54.4%	令和5年度「こども政策の推進に関する意識調査」
37	安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合	—	—	98.1%	令和4年度こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」

1 計画の策定経過

年月日	会議・調査等	概要
令和6(2024)年 12月23日	令和6年度 第1回 亀岡市こどもの貧困の 解消に向けた対策会議	(1) 会長・副会長選出 (2) 亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策会議について (3) 亀岡市子どもの貧困対策推進プラン進捗状況について (4) 子どもの生活状況調査について
令和7(2025)年 2月17日～ 2月28日	子どもの生活状況調査 の実施	市内の小学校及び義務教育学校5年生とその保護者、 中学校2年生及び義務教育学校8年生とその保護者を 対象に実施 (詳細は、第2章「2 子どもの生活状況調査等からみ える子どもと家庭の状況」を参照)
令和7(2025)年 7月30日	令和7年度 第1回 亀岡市こどもの貧困の 解消に向けた対策会議	(1) 「亀岡市子どもの貧困対策推進プラン」進捗状況 について (2) 「子どもの生活状況調査」の結果報告について (3) (仮称)第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラ ン(計画骨子案)について (4) 対策会議スケジュールについて
令和7(2025)年 9月29日	令和7年度 第2回 亀岡市こどもの貧困の 解消に向けた対策会議	(1) (仮称)第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラ ン(計画骨子案)について (2) 目標指標(KPI)について
令和7(2025)年 10月7日～ 10月24日	関係機関ヒアリング調 査の実施	子どもやその家族の日常生活の現状や必要な支援など を把握し、今後の効果的な支援の在り方について検討 するため、市内の関係機関に対しヒアリングシートを 配布し、調査を実施
令和7(2025)年 12月17日	令和7年度 第3回 亀岡市こどもの貧困の 解消に向けた対策会議	(1) (仮称)第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラ ンの計画素案について
令和8(2026)年 1月16日～ 2月13日	パブリックコメントの 実施	(1) 第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラン(案) に対する市民意見公募
令和8(2026)年 2月17日	令和7年度 第4回 亀岡市こどもの貧困の 解消に向けた対策会議 (書面報告)	(1) パブリックコメント結果報告について (2) 第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラン (最終案)について

2 亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策会議設置要綱

令和2年12月17日 告示第218号
(令6告示209・題名改称)

(設置)

第1条 貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他こどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないうようにするための指針となる亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策計画を策定するに当たり、幅広い意見を求めるため、亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(令6告示209・全改)

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) こどもの貧困の解消に向けた対策計画策定に係る意見の交換
- (2) その他こどもの貧困の解消に向けた対策に関すること

(令6告示209・一部改正)

(組織)

第3条 会議は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、子育てに関する有識者、関係行政機関の職員等から市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども未来部子育て支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則 (令和6年告示第209号)

この要綱は、告示の日から実施する。

3 亀岡市こどもの貧困の解消に向けた対策会議委員名簿

令和8（2026）年3月31日現在（敬称略）

選出区分	団体等	氏名	備考
子育て支援 団体等	亀岡市社会福祉協議会 子育て支援センター センター長	金 田 爾 子	副会長
	亀岡市母子寡婦福祉会 会長	山 内 順 子	
	亀岡市民間保育園長会 太田保育園 園長	鈴 木 小百合	
	NPO亀岡人権交流センター 理事長	杜 恵美子	
教育機関	亀岡市立小学校長会 城西小学校 校長	吉 田 ひとみ	
	亀岡市立中学校長会 東輝中学校 校長	川 口 雅 彦	
有識者	立命館大学 教授	石 田 賀奈子	
	日本福祉大学 教授	野 尻 紀 恵	会 長
行政	京都府南丹保健所 福祉課長	原 田 寿 樹	

任期：令和6（2024）年12月23日～令和8（2026）年12月22日（2年間）

4 用語解説

か 行

亀岡市子どもの権利条例

児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの権利が保障されるよう、市等の責務を明らかにし、市の施策について基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して学び育つことができる地域社会の実現を図ることを目的として、平成31（2019）年4月1日から施行された条例。子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るための基本計画の策定等について規定している。また、亀岡市では、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、毎年11月20日を「亀岡市子どもの権利の日」として定めている。

義務教育学校

小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校のこと。学校教育法の改正により平成28（2016）年に新設された学校教育制度で、小中一貫校の一種である。

キャリア教育

生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中でも自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育のこと。

虐待（児童虐待）

保護者がその監護する児童に対して行う、身体的、性的、心理的、ネグレクトの4種の行為で、法律上禁止されている。

合計特殊出生率

女性の15歳から49歳までの各歳ごとの出生率（母の年齢別出生数÷年齢別女子人口）を合計したもの。一人の女性が生涯に産む平均の子どもの数に相当する。

こども家庭センター

母子保健と児童福祉に関する相談や支援を一体的に担う施設で、すべての妊産婦や子育て世帯、子どもに対して切れ目のない支援を行うことを目的としている。児童福祉法の改正によって令和6（2024）年度から設置が努力義務となった。

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、令和4（2022）年6月に成立し、令和5（2023）年4月に施行された。すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている。

子ども食堂

子どもたちの食の支援、居場所の支援等を目的に、市民団体などが無料または低額で食事を提供するボランティア活動またはその場所のこと。食事の提供だけでなく、子どもの学習支援や居場所提供等を併せて行っている子ども食堂もある。

こども大綱

こども基本法に基づく大綱で、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの。すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指している。

子どもの貧困

経済的な困窮だけでなく、学習や生活、心理などさまざまな面において、子どもの後の人生に影響を及ぼす問題のこと。亀岡市においては、経済的な要因や社会的、文化的、歴史的などの要因により、子どもの生活や成長に必要なものや経験などが不足することで、子どもが健やかに育ち成長していく環境が損なわれている状況と捉えている。

子どもファースト

亀岡市では、亀岡市第5次総合計画で掲げる、目指す都市像「人と時代に選ばれるリーディングシティ亀岡」実現に向け、令和4（2022）年8月に“子ども”と“子育てを頑張る人”を本気で応援する「子どもファースト」を宣言している。所得制限なしの(1)こども医療費18歳まで拡大と無償化、(2)保育料第2子以降すべて無償化、(3)保育所(園)・幼稚園・こども園でおむつの提供、処理の無償化、(4)放課後児童クラブの一家庭2人目以降無償化、平日午後7時まで延長、土・日曜日・祝日の実施をはじめ、さまざまな施策に取り組みながら、子どもたちの笑顔があふれる、子育てにやさしいまちづくりを推進している。

さ 行

児童の権利に関する条約

18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効となった。日本は1994年に批准している。

児童扶養手当

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当のこと。

児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育と自立支援を行う施設のこと。

重層的支援体制整備事業

既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。

就学援助

経済的な理由により就学が困難な子どもたちの保護者に対して、援助を行い、子どもたちが等しく義務教育を受けることができるようにするための制度。

就労自立給付金

生活保護受給者の就労による自立の促進を目的に、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者に対して支給される給付金のこと。

自立就労サポートセンター

長期間離職されている方や、さまざまな理由等によりただちに就労することが困難な方を対象とした自立就労支援拠点。本人の状態に応じて相談から就職・定着までの包括的な支援、中間的就労や就労体験の受入先企業の開拓、福祉事務所等と連携した自立のための支援等を実施している。

スクールカウンセラー

学校などにおいて、いじめや不登校、児童・生徒の生活上の問題やさまざまな悩みの相談に応じて、助言などにより児童・生徒の心のケアを行うとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門職のこと。

スクールソーシャルワーカー

学校を拠点に、不登校や学校における保護者や子どもが抱える問題に対して専門的な視点に立ち、活動する専門職のこと。教育及び社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒を取り巻く環境の改善や関係機関等とのネットワークを活用した支援を行う。

生活困窮者自立支援事業

自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業など専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う事業。

生活保護

病気や失業などのため、生活費や医療費等に困り、ほかに方法がないときは一定の条件により、援助が受けられる制度。

た 行

地域子育て支援拠点

地域において、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助及び子育て親子の交流等を促進する子育て支援の拠点。

通級指導教室

小学校などで一部の授業を通常の学級とは別の通級指導教室で受ける制度のこと。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

は 行

母子・父子自立支援員

ひとり親に対し、生活全般の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び支援などを行う専門員のこと。

ま 行

まなび・生活アドバイザー（京都式スクールソーシャルワーカー）

学校現場における福祉関係の専門家。教員と協働し、ニーズのある家庭を福祉施策につなぐ等の家庭支援を行う。

民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるとともに、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねており、民生委員・児童委員と呼ばれている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、妊産婦や子育て家庭の心配ごとなどの相談・支援などを行う。

や 行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、要保護児童の早期発見や適切な保護、要支援児童や特定妊婦への適切な支援を図るために設置する協議機関のこと。要保護児童などに関する情報やその他要保護児童などの適切な保護・支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童などに対する支援の内容に関する協議を行う。

ら 行

ライフステージ

人の一生を乳幼児期・学齢期・妊娠期・壮年期・中年期・高齢期などに区切った、それぞれの段階のこと。

A～Z

NPO（エヌピーオー）

Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略で、営利を目的とせず社会的活動を行う民間の団体。

SNS（エスエヌエス）

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。近年では、会社や組織の広報手段として利用されることも多い。

第2期亀岡市子どもの貧困対策推進プラン

子どもたちの権利と育ちを応援するまち かめおか

令和8(2026)年3月 亀岡市

こども未来部 子育て支援課

〒621-0805 亀岡市安町釜ヶ前 82 番地
電話：0771-25-5126（直通） FAX：0771-25-5128
